

第3期 豊明市 子ども・子育て支援事業計画

2025年3月

豊明市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 S D G s との考え方の整合	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	7
1 統計からみる本市の状況	8
2 アンケート結果からみえる現状	15
3 第2期計画の量の見込みと実績	25
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本的な視点	32
3 計画の基本目標	33
4 施策体系	34
第4章 子ども・子育て施策の展開	35
基本目標1 子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる	36
基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる	45
基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する	56
第5章 量の見込みと確保の内容	63
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって	64
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	70
第6章 推進体制	81
1 計画の推進体制	82
2 進捗状況の管理	82
3 教育・保育の一体的提供・推進体制について	83
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	84
資料編	85
1 策定経緯	86
2 豊明市子ども・子育て会議運営規則	87
3 豊明市子ども・子育て会議委員名簿	88
4 用語説明	89

「こども」の表記について

法律や条例、あるいは国の計画・事業名・組織名等において、既に固有名詞として使用されているものについては、その表記に準じています。
上記以外で、広く一般的に「こども」を表現する場合については「子ども」を使用します。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生数が予測を上回る速度で減少し、人口減少が急速に進んでいます。2023 年の出生数は 72 万 7,288 人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。さらに、核家族化の進行、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国においては、2012 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を 2015 年 4 月から開始しました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、2019 年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、2021 年には「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、2023 年 4 月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。2023 年 12 月には「こども大綱」が閣議決定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが定められました。

豊明市（以下「本市」という）は、2015 年 3 月に「豊明市次世代育成支援行動計画とよあけキッズしあわせプラン」を内包する計画として「豊明市子ども・子育て支援事業計画」を、2020 年 3 月には「第 2 期豊明市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という）を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における「量」の確保と「質」の向上に取り組んできました。

このたび、第 2 期計画の計画期間が 2025 年 3 月で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育てを取り巻く状況、第 2 期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第 3 期豊明市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

(2) 国におけるこども政策の状況

① 児童福祉法等の一部を改正する法律（2022 年 6 月成立）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等について定められました。

② こども基本法（2022 年 6 月成立）

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。「日本国憲法および児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定められました。

③ こども大綱（2023年12月閣議決定）

「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などが定められました。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」に一元化されました。

④ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（2023年12月閣議決定）

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最も重要な時期である一方で、すべての子どもの権利や機会が等しく保障されていないことや誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い状況を踏まえ、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的としたビジョンが示されました。

⑤ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（2024年 6 月成立）

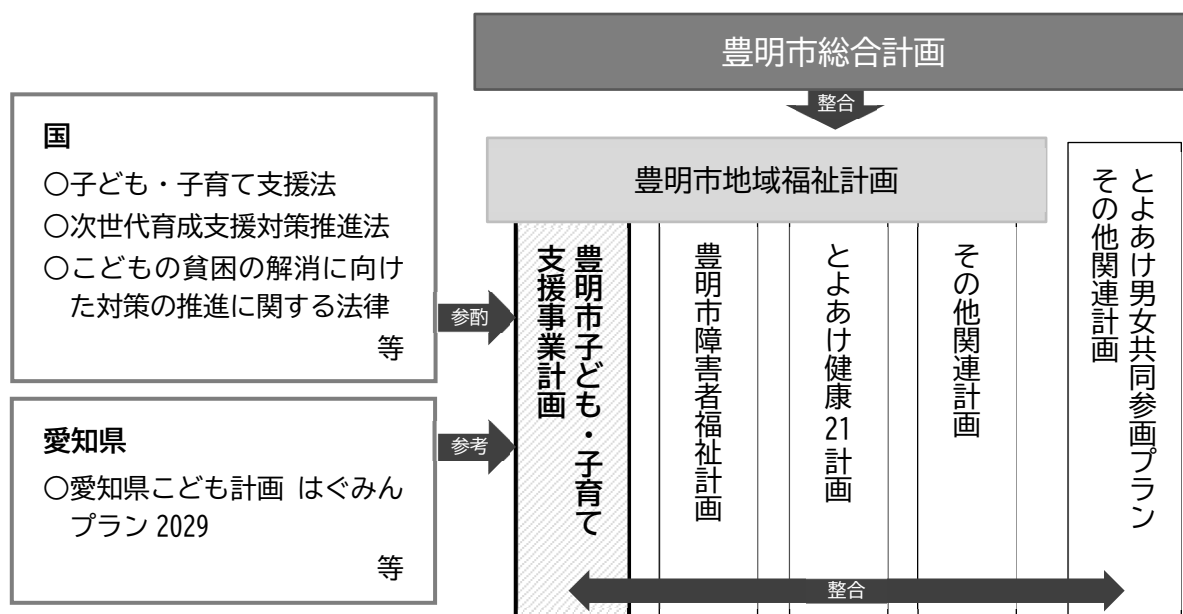
2023 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることが定められました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく地域行動計画としても位置づけています。「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく施策や「健やか親子 21（第 3 次）」に基づく母子保健計画を位置づけるほか、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示し、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本市の最上位計画である「豊明市総合計画」やその他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

◆ 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、2025 年度から 2029 年度までの 5 か年とします。

◆ 計画の期間

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
豊明市子ども・子育て支援事業計画	第 2 期					第 3 期				

4 S D G s との考え方の整合

S D G s（持続可能な開発目標）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までの 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成された国際社会全体の開発目標です。

施策の推進にあたっては、S D G s との関連を図りながら取り組み、本計画では、特に以下の目標について関連づけて推進します。

◆ 本計画における S D G s の分野別目標



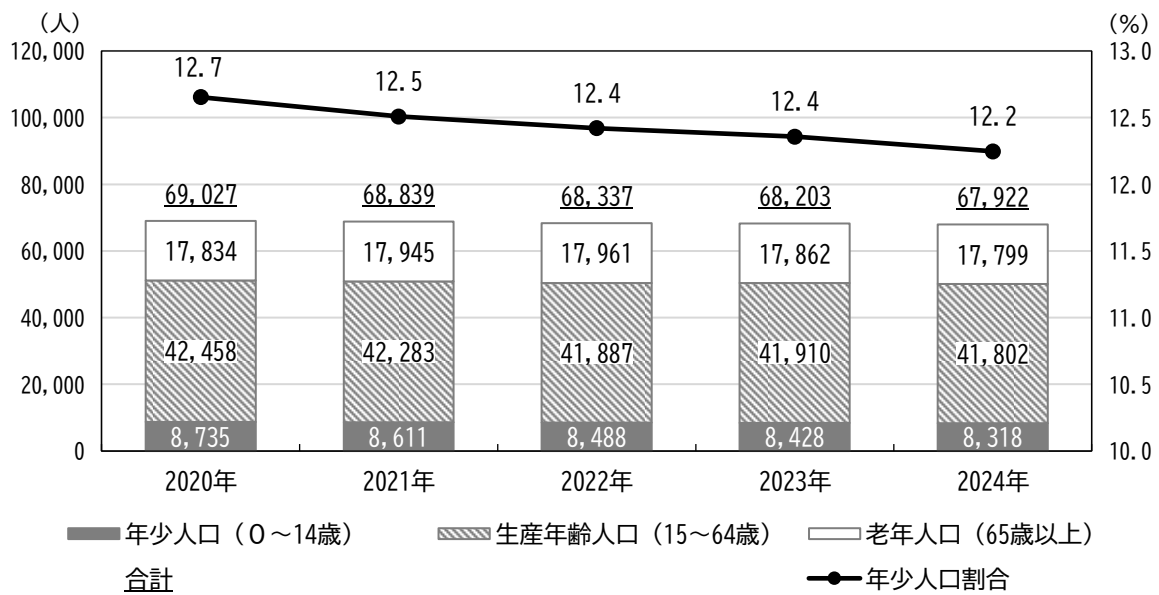
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計からみる本市の状況

(1) 人口の状況

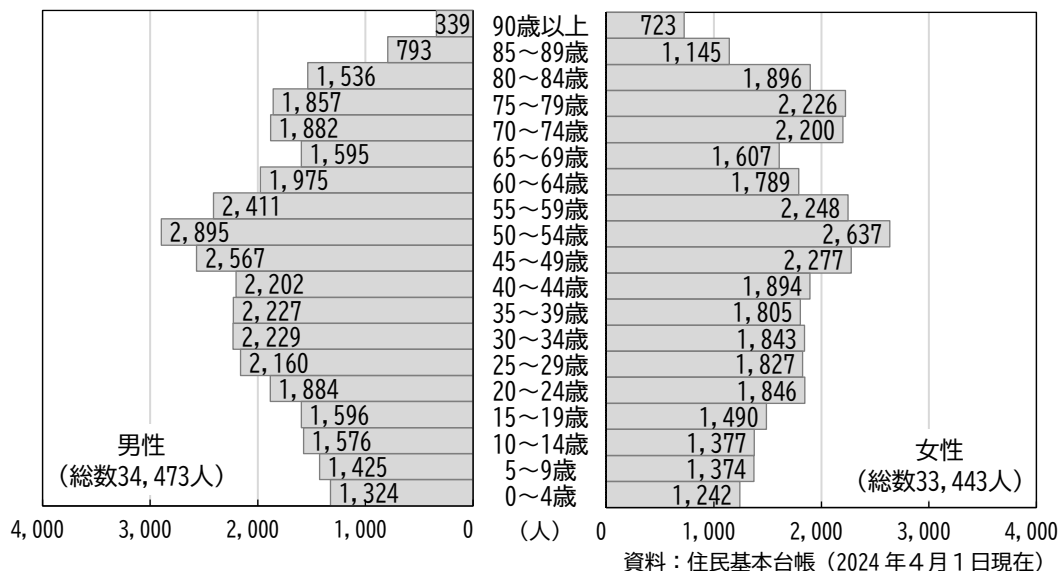
総人口は 2020 年以降減少傾向で推移しており、2024 年で 67,922 人となっています。年齢 3 区分別人口は 0～14 歳が減少傾向、15～64 歳は 2023 年に微増したものの減少傾向、65 歳以上は 2022 年をピークに減少傾向となっています。なお、年少人口割合は減少傾向にあり、2024 年で 12.2%となっています。

◆ 年齢 3 区分別人口の推移



人口構造をみると、男性、女性ともに 50～54 歳が最も多く、それぞれ 2,895 人、2,637 人となっています。一方で、20 歳代未満の人口は少なくなっています。また、20 代後半から 30 代にかけて、男性と比較して女性の人口が特に少なくなっています。

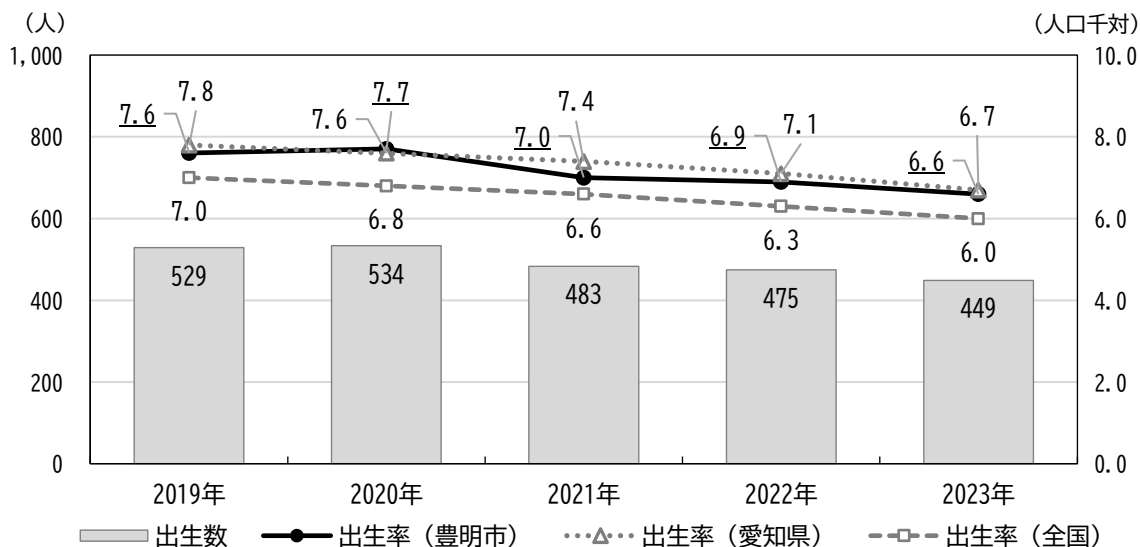
◆ 人口構造



(2) 子どもの状況

本市の出生数は2020年をピークに減少傾向にあり、2023年で449人となっています。出生率についても2020年の7.7をピークに低下しており、2023年で6.6となっています。出生率を愛知県、全国と比較すると、愛知県とは同様の水準、全国は2019年以降で上回っています。

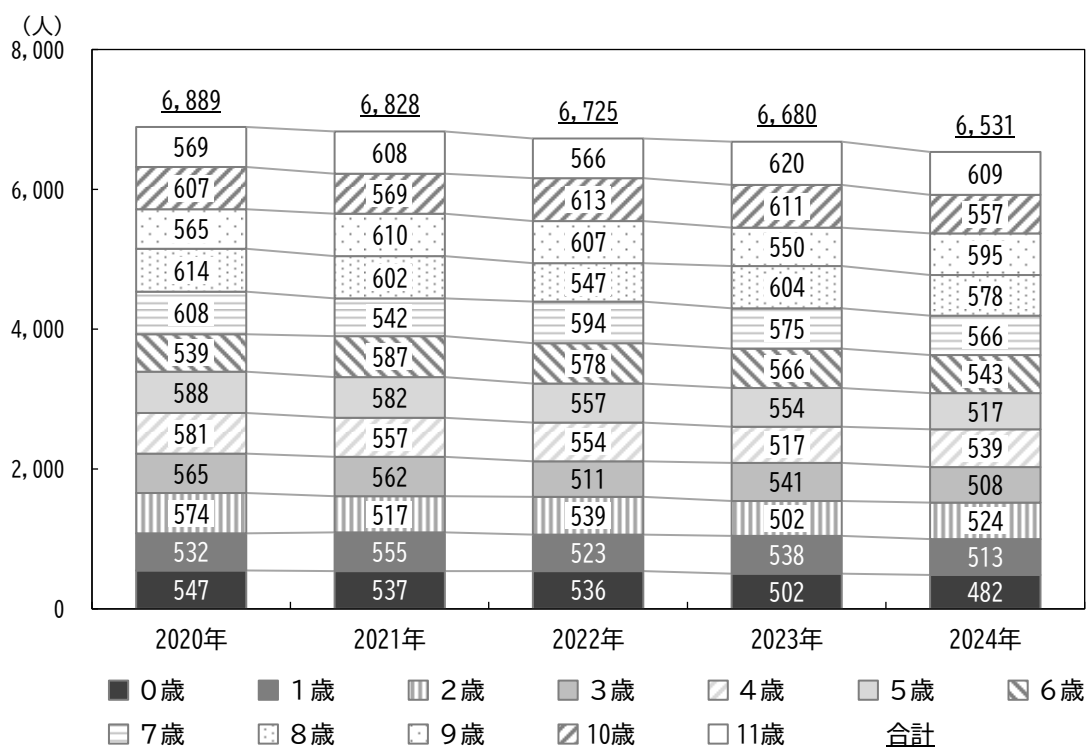
◆ 出生数及び出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

0～11歳までの子どもの人口は減少傾向にあり、2024年で6,531人となっています。各歳ともに400～600人台で推移しています。

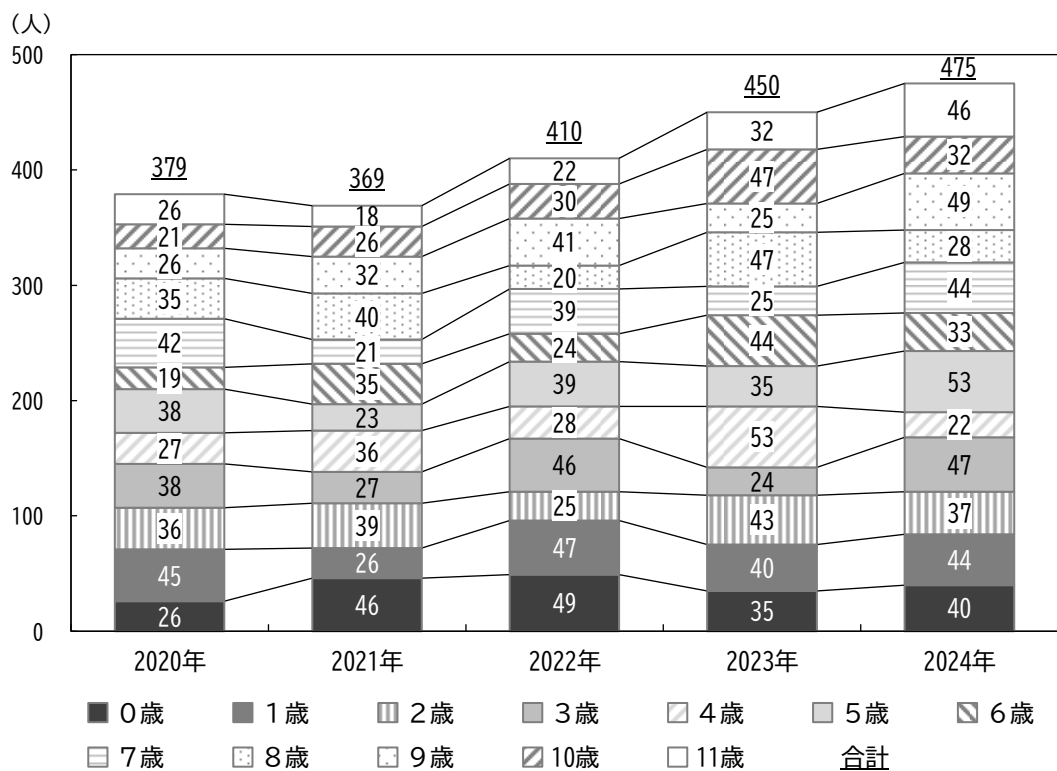
◆ 子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

外国籍の子どもの人口は増加傾向にあり、2024 年で 475 人となっています。2020 年から 2024 年にかけて 1.25 倍となっています。

◆ 外国籍の子どもの人口の推移

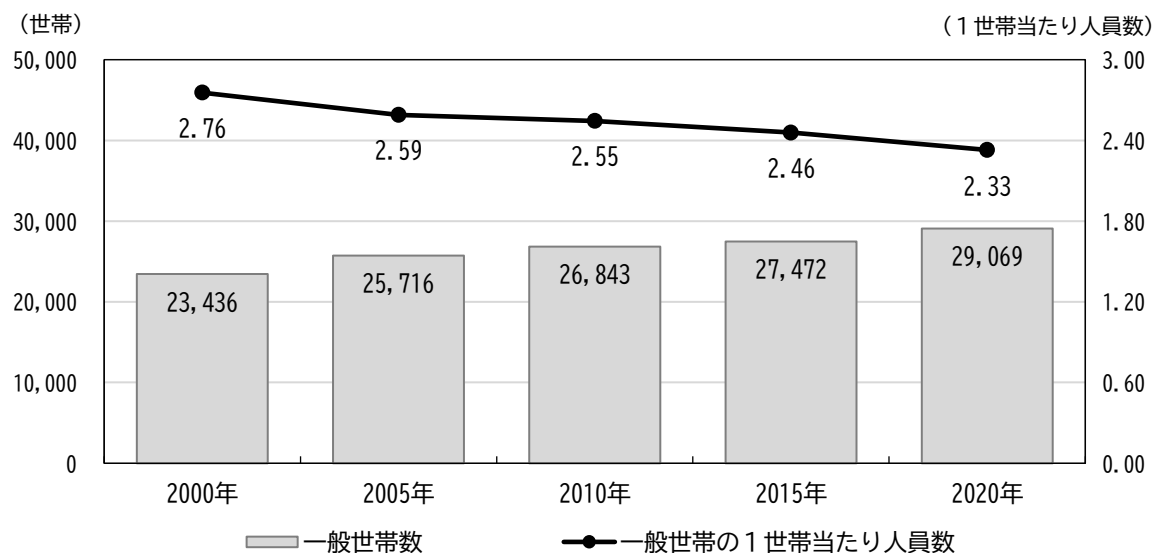


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 子育て世帯の状況

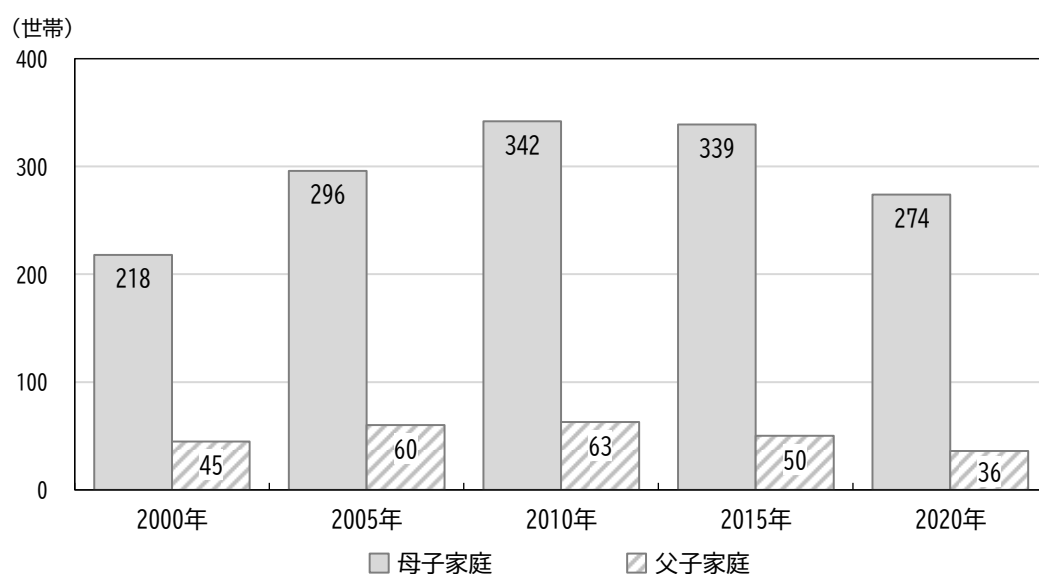
一般世帯数は増加傾向にあり、2020 年で 29,069 世帯となっています。一方で、1 世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、2020 年で 2.33 となっています。

◆ 一般世帯数の推移



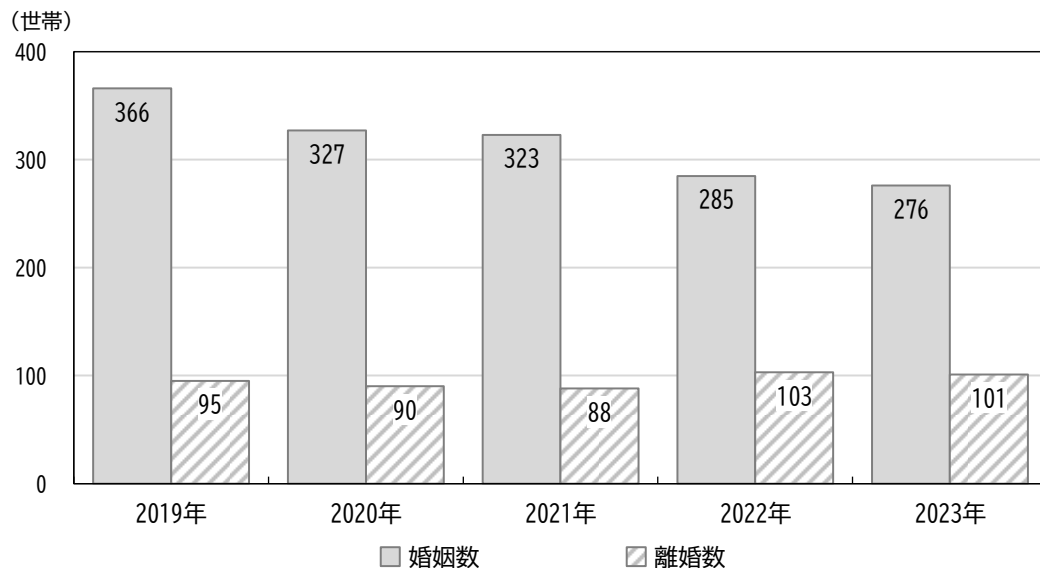
ひとり親世帯数は母子家庭、父子家庭ともに 2010 年をピークに減少傾向にあり、2020 年でそれぞれ 274 世帯、36 世帯となっています。

◆ ひとり親世帯数の推移



婚姻件数は減少傾向にあり、2023 年で 276 件となっています。離婚件数はわずかに増減しながら概ね横ばいで推移しており、2023 年で 101 件となっています。

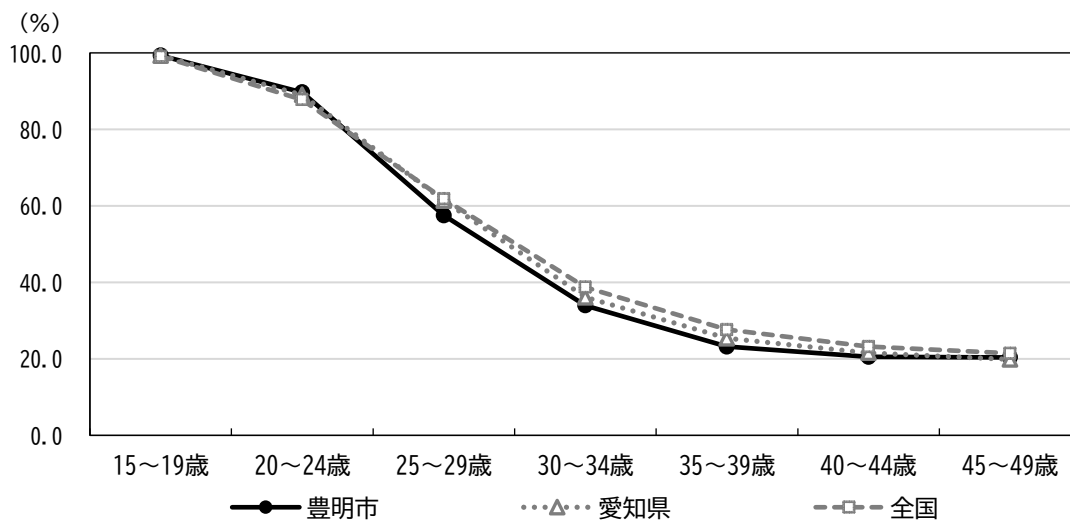
◆ 婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：愛知県衛生年報（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

未婚率は、年齢が上がるにつれて低下しており、30 歳代で 40%を下回っています。愛知県、全国と比較すると、各年代ともに同様の水準となっています。

◆ 未婚率（県・国比較）



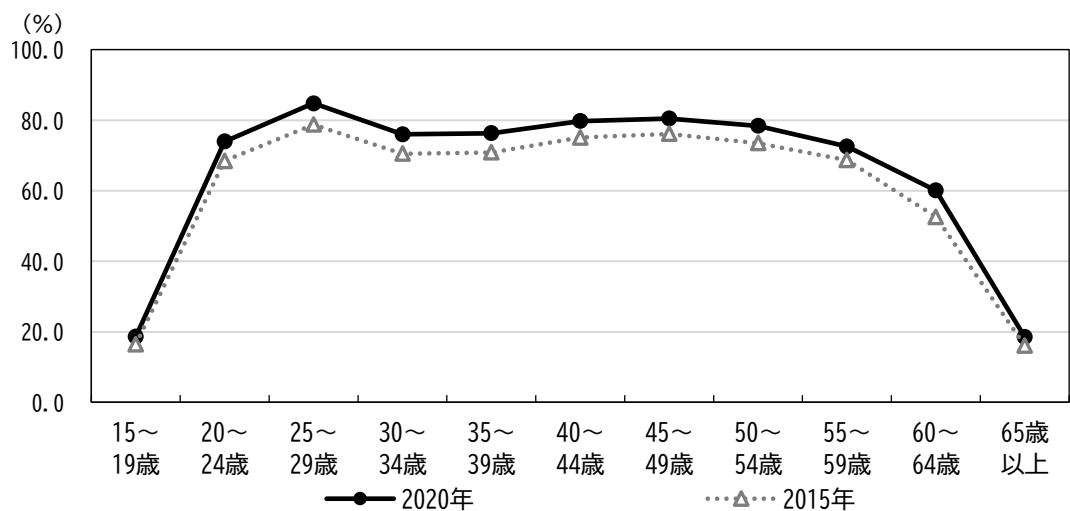
(%)

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
豊明市	99.3	89.7	57.5	34.0	23.2	20.5	20.4
愛知県	99.3	89.0	61.4	36.1	25.4	21.5	19.8
全国	99.1	87.8	61.8	38.7	27.6	23.2	21.4

資料：国勢調査（2020 年）

女性の労働力率は、20 歳代から 50 歳代で 70%以上となっています。2015 年と比較すると、各年代ともに労働力率は高くなっており、就労している女性が多くなっていることがうかがえます。愛知県、全国と比較すると、各年代ともに同様の水準となっています。

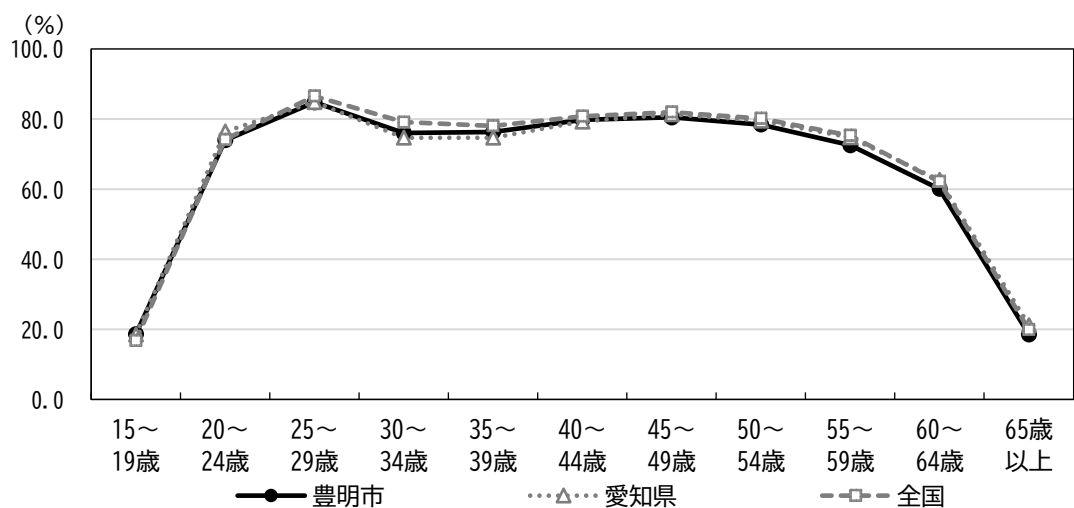
◆ 女性の労働力率（経年比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
2020年	18.6	74.0	84.8	76.0	76.3	79.8	80.5	78.4	72.5	60.1	18.5
2015年	16.4	68.5	78.8	70.5	70.9	75.1	76.1	73.5	68.7	52.6	16.1

資料：国勢調査（2015 年、2020 年）

◆ 女性の労働力率（県・国比較）



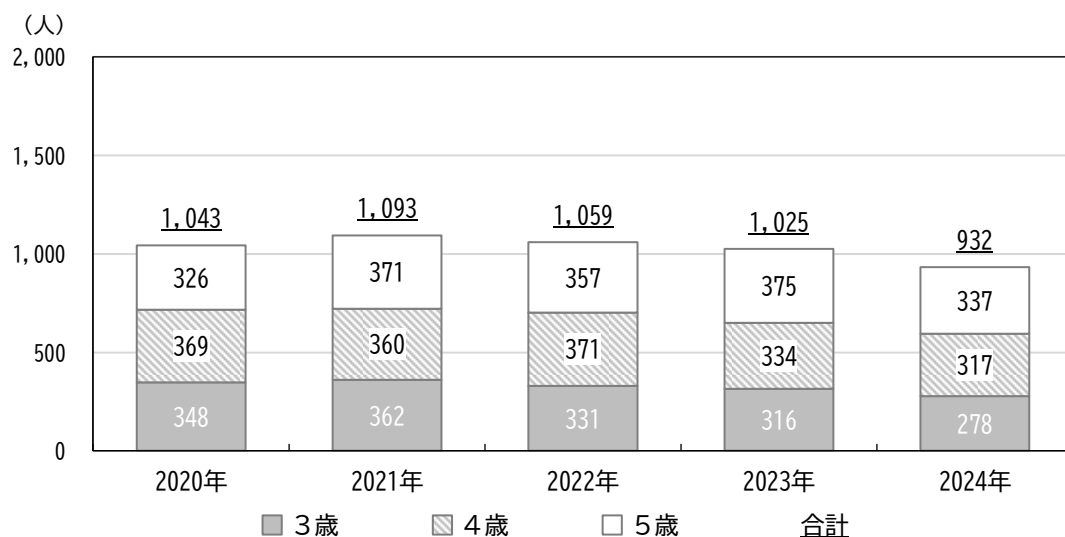
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
豊明市	18.6	74.0	84.8	76.0	76.3	79.8	80.5	78.4	72.5	60.1	18.5
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6	21.2
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：国勢調査（2020 年）

(4) 教育・保育の状況

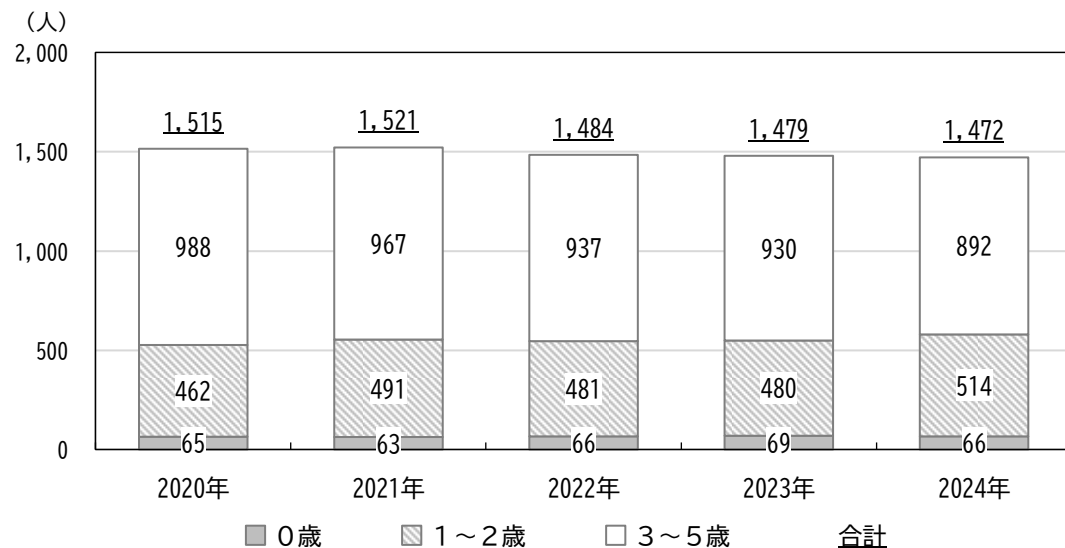
幼稚園児童数は減少傾向にあり、2024 年で 932 人となっています。

◆ 幼稚園児童数の推移



保育所等児童数は、2021 年以降わずかず減少しており、2024 年で 1,472 人となっています。特に 3～5 歳で減少していますが、1～2 歳では 2023 年から 2024 年にかけて増加に転じています。

◆ 保育所等児童数の推移



2 アンケート結果からみえる現状

(1) 調査の概要

2023 年度に保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、今後の要望・意見などを把握することを目的に「豊明市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という）を実施しました。

◆ 調査の実施概要

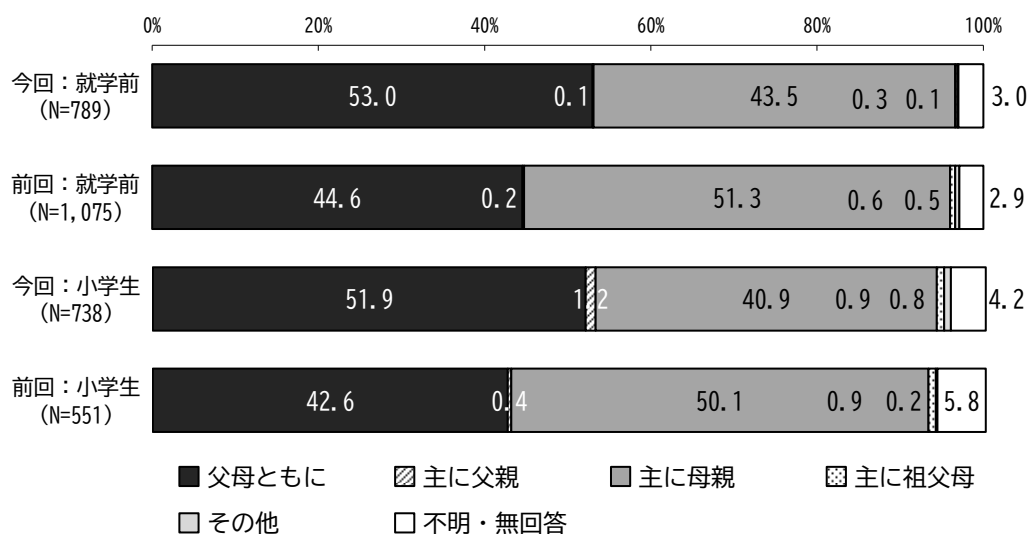
	就学前	小学生	計
調査地域	豊明市全域		
調査対象	豊明市内在住の 就学前児童の保護者 1,500 人	豊明市内在住の 小学生児童の保護者 1,500 人	3,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	2024 年 2 月 22 日～3 月 8 日		
有効回収数	789	738	1,527
有効回収率	52.6%	49.2%	50.9%

(2) 子育ての役割分担について

子育て（教育を含む）を主にしている人について、就学前、小学生ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。

前回調査と比較すると、「主に母親」が減少し、「父母ともに」が増加しています。

◆ 子育て（教育を含む）を主にしている人



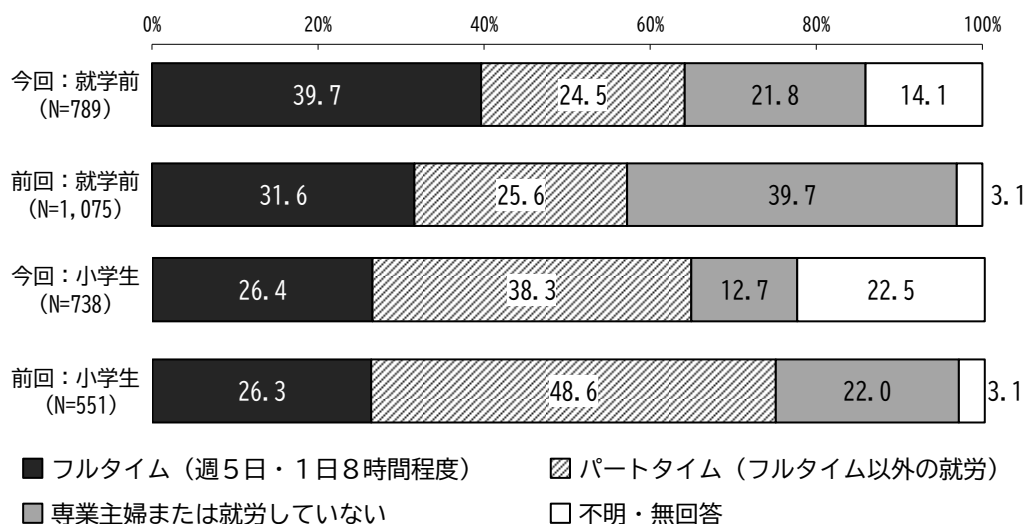
(3) 母親の就労状況について

母親の就労状況について、就学前では「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」が最も高くなっており、前回調査と比較して増加しています。

小学生では、「パートタイム（フルタイム以外の就労）」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに「専業主婦または就労していない」が減少しています。

◆ 母親の就労状況

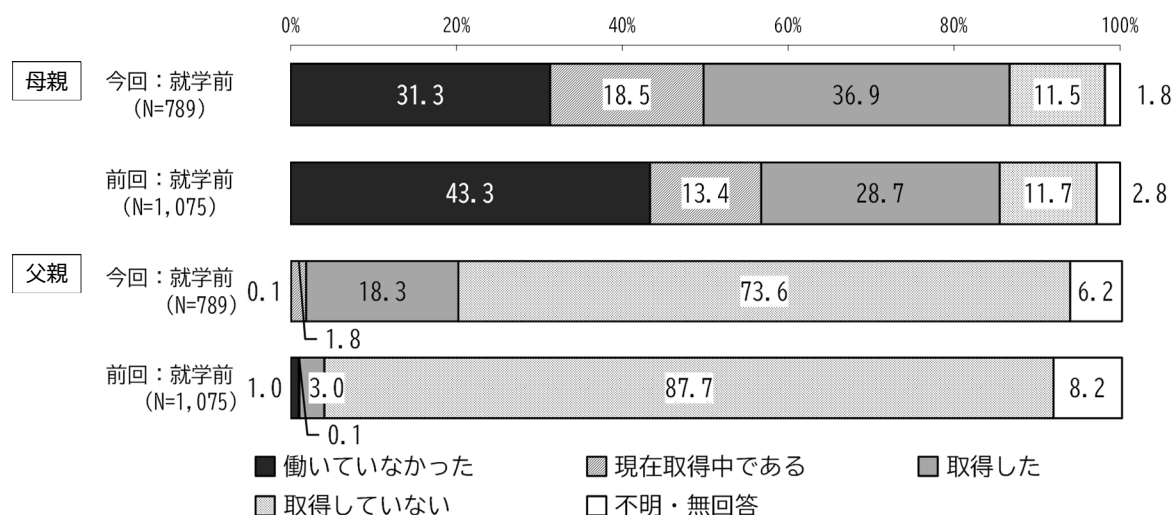


(4) 職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況について、『取得したことがある』（「現在取得中である」と「取得した」の合計）は母親で55.4%、父親で20.1%となっています。

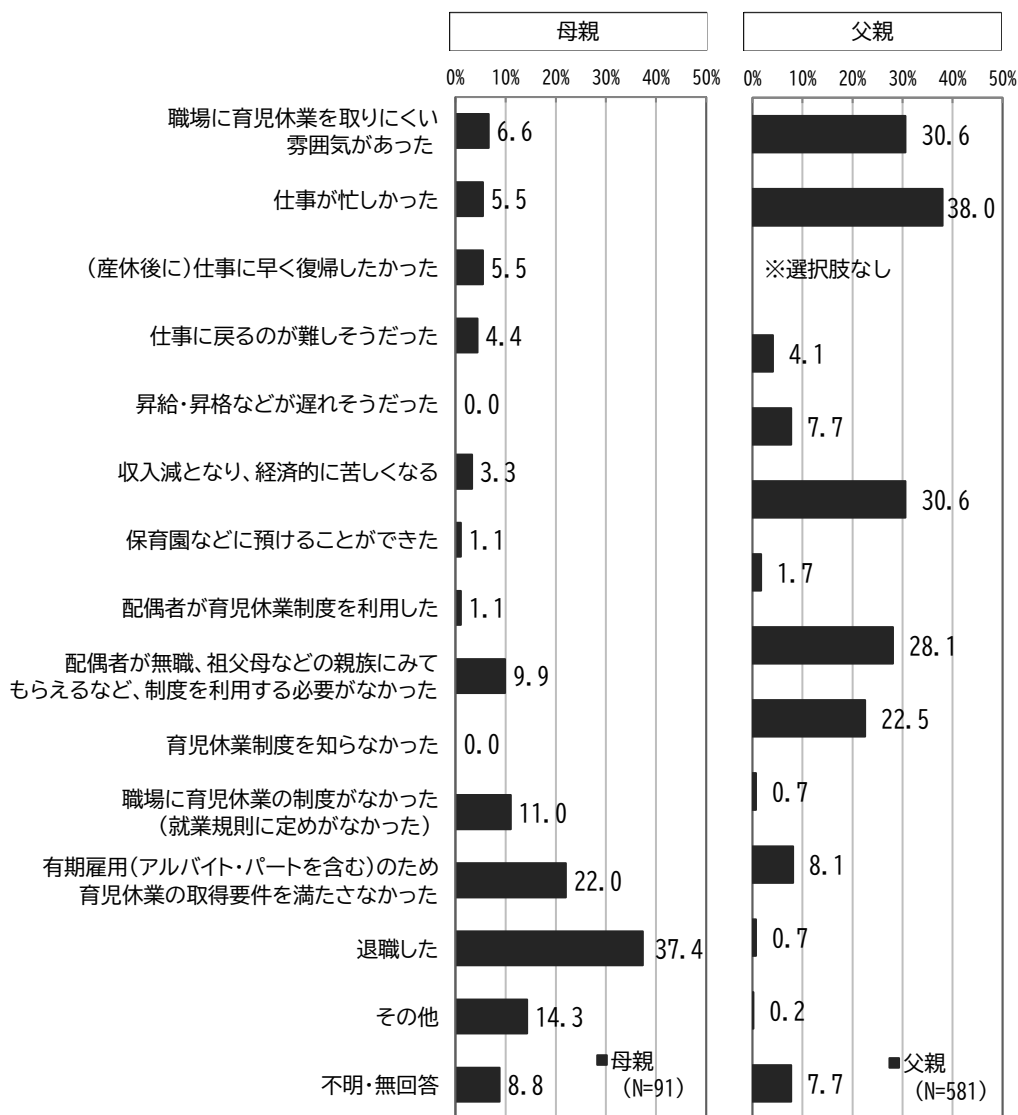
前回調査と比較すると、母親、父親ともに『取得したことがある』が増加しています。

◆ 母親・父親の育児休業取得状況（就学前）



育児休業を取得していない人が取得しなかった理由について、母親で「退職した」が最も高くなっており、次いで「有期雇用（アルバイト・パートを含む）のため育児休業の取得要件を満たさなかった」となっています。父親では「仕事が忙しかった」が最も高くなっており、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」となっています。

◆ 育児休業を取得しなかった理由（就学前）



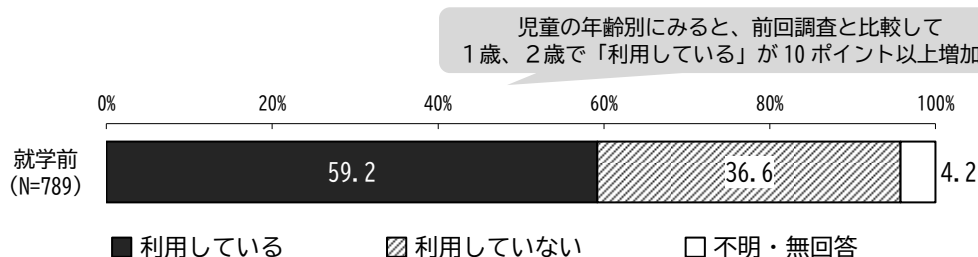
(5) 教育・保育事業について

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」は 59.2%となっています。

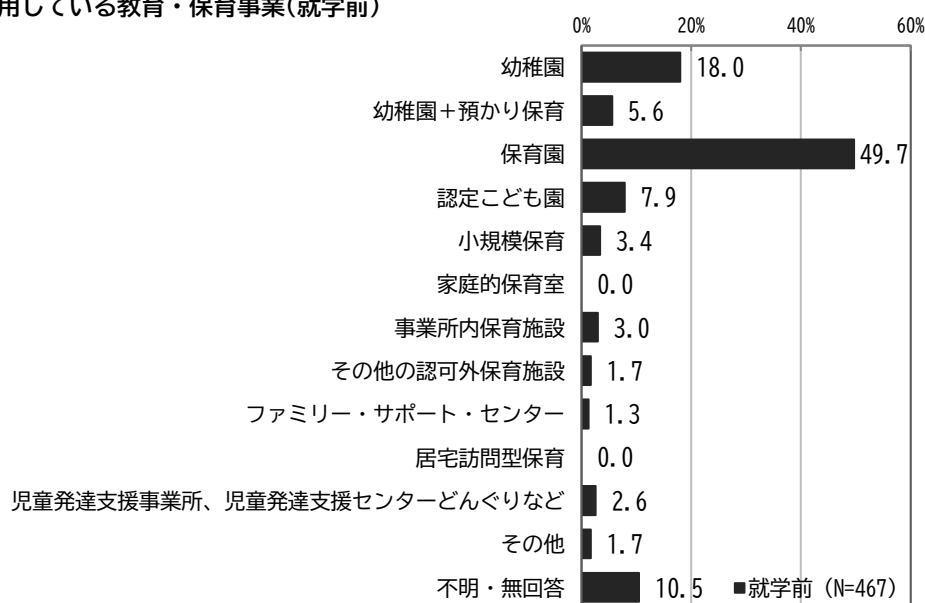
「利用している」と回答した人が平日に利用している教育・保育事業は、「保育園」が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。

「利用していない」と回答した人が教育・保育事業を利用していない理由は、「育児休業中のため」が最も高くなっており、次いで「専業主婦（夫）または就労していないため」となっています。

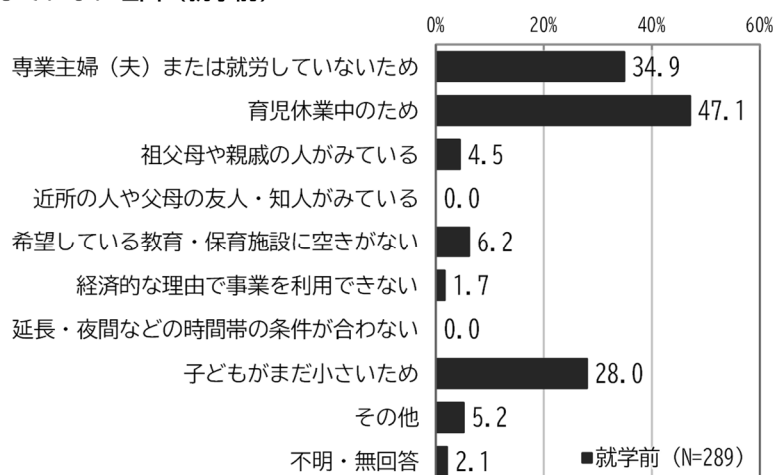
◆ 定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前)



◆ 平日に利用している教育・保育事業(就学前)



◆ 教育・保育事業を利用していない理由(就学前)



(6) 地域子育て支援事業について

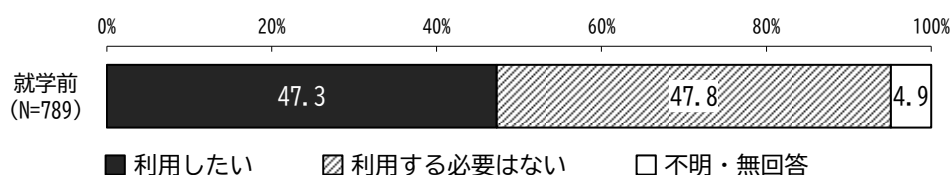
保護者の私用、通院、不定期の仕事等の目的での一時預かり等の利用意向について、「利用したい」が47.3%、「利用する必要はない」が47.8%となっています。

地域子育て支援事業の利用状況について、「子育て支援センター」が最も高く、次いで「子育て優待事業「はぐみんカード」」となっています。

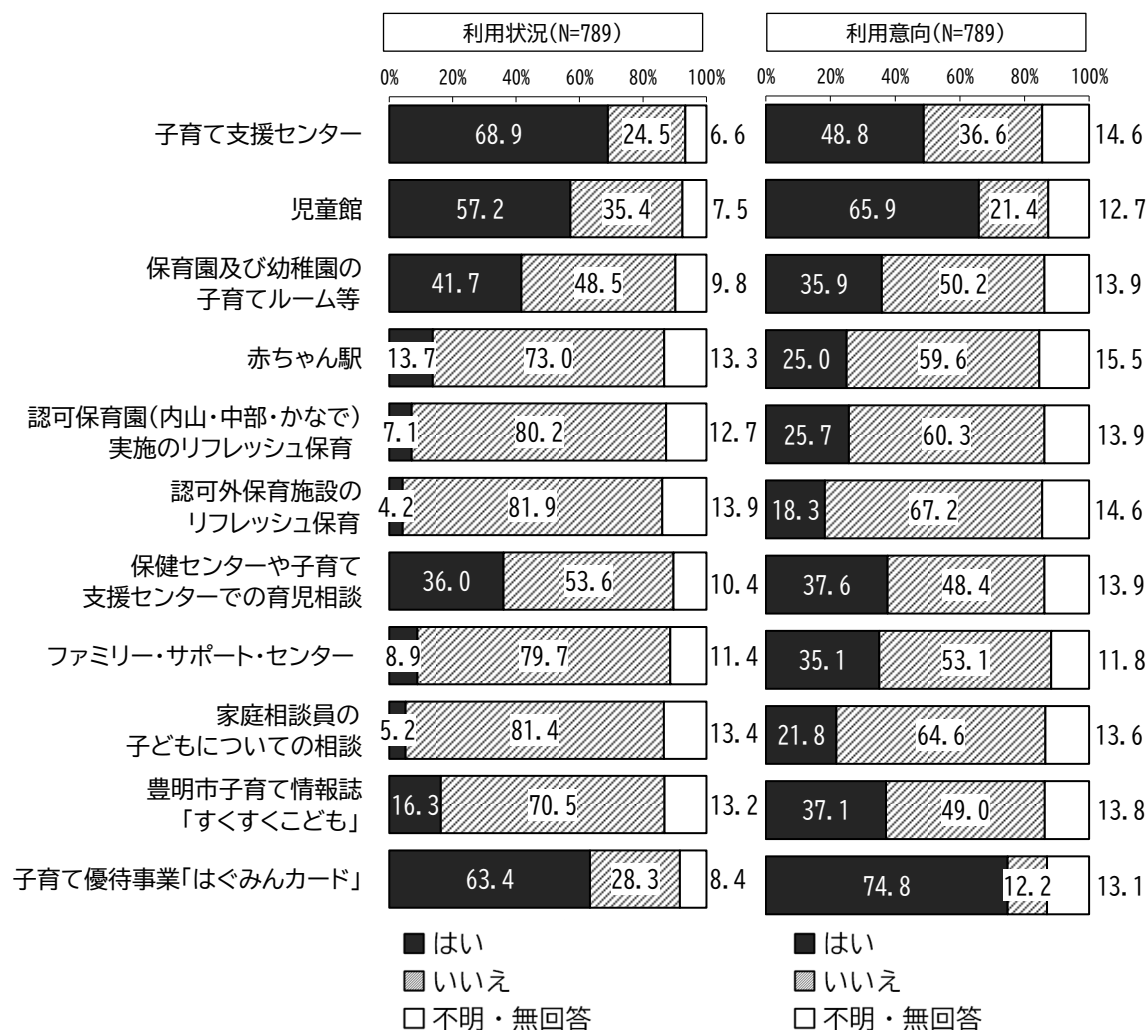
地域子育て支援事業の利用意向について、「子育て優待事業「はぐみんカード」」が最も高く、次いで「児童館」となっています。

利用意向と利用状況を比較すると、「ファミリー・サポート・センター」「豊明市子育て情報誌「すくすくこども」」で利用意向が利用状況をそれぞれ20ポイント以上上回っています。

◆ 保護者の私用、通院、不定期の仕事等の目的での一時預かり等の利用意向（就学前）



◆ 地域子育て支援事業の利用状況及び利用意向（就学前）

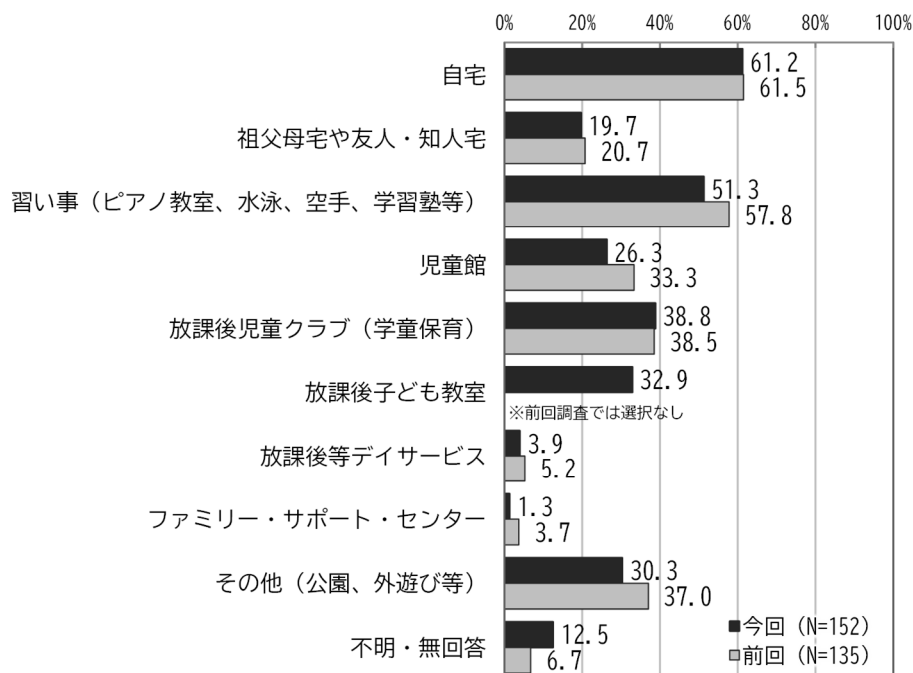


(7) 放課後の過ごし方について

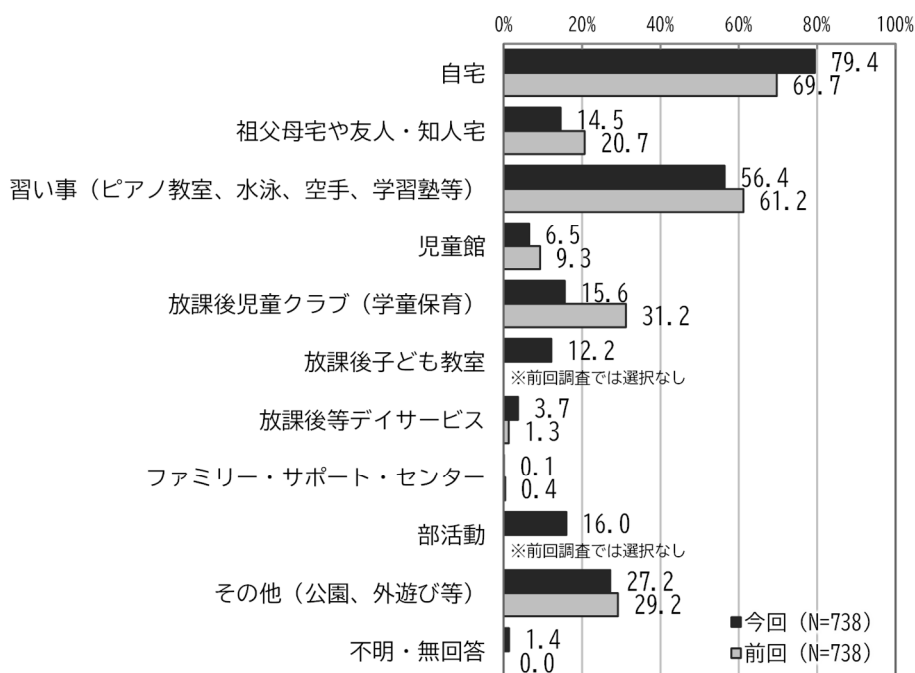
小学校就学後に放課後過ごさせたい場所について、「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、水泳、空手、学習塾等）」となっています。

小学生児童を現在放課後に過ごさせている場所について、「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、水泳、空手、学習塾等）」となっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が10ポイント以上下回っています。

◆ 小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所（就学前※5歳以上のみ）



◆ 現在放課後に過ごさせている場所（小学生）

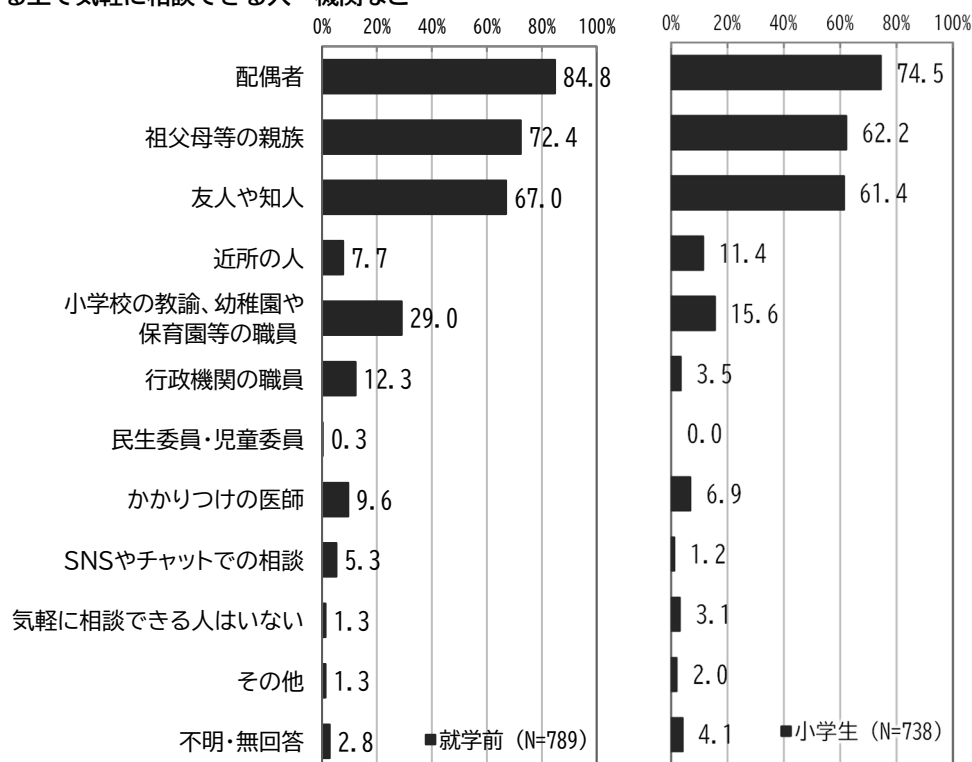


(8) 子育てに関する相談について

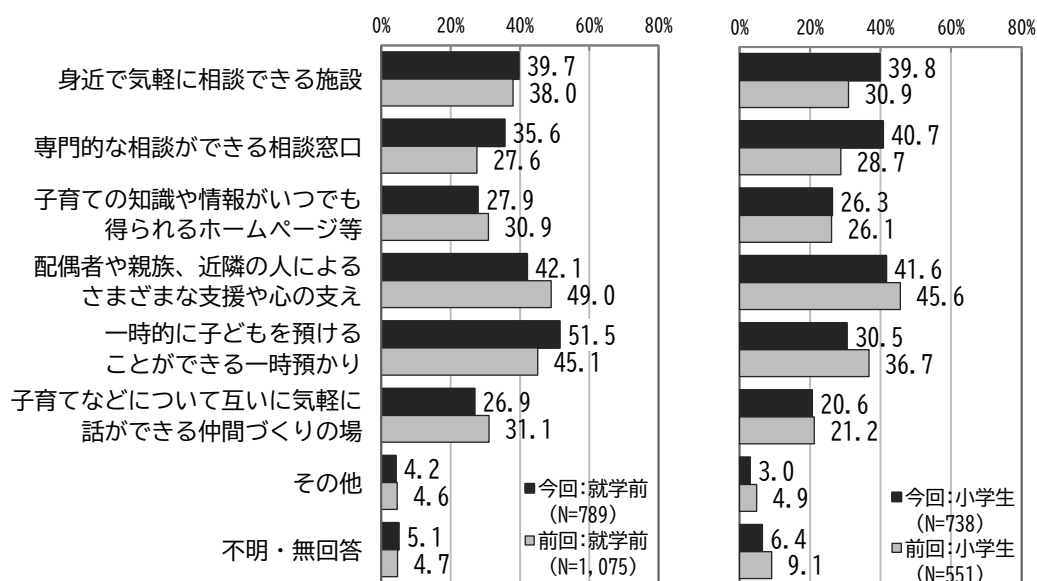
子育てをする上で気軽に相談できる人・機関などについて、就学前・小学生ともに「配偶者」が最も高く、次いで「祖父母等の親族」となっています。

子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったことについて、就学前で「一時的に子どもを預けることができる一時預かり」、小学生で「配偶者や親族、近隣の人によるさまざまな支援や心の支え」がそれぞれ最も高くなっています。前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに「専門的な相談ができる相談窓口」が特に増加しています。

◆ 子育てをする上で気軽に相談できる人・機関など



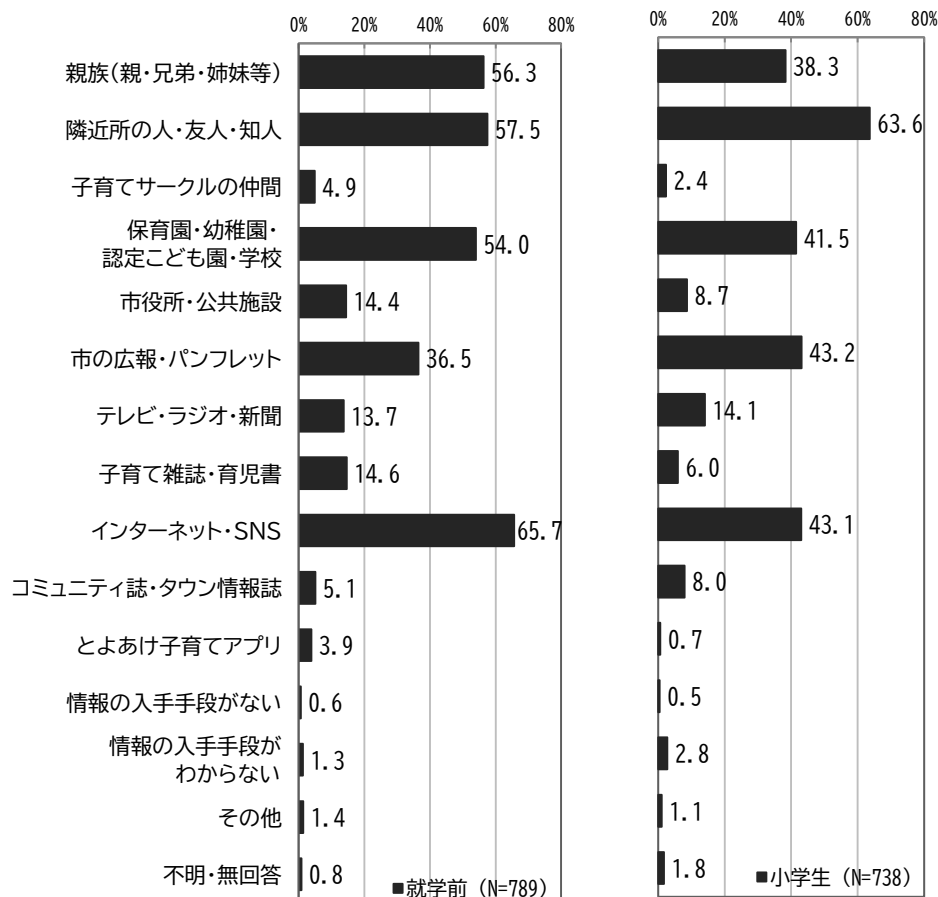
◆ 子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったこと



(9) 子育て情報の取得について

子育て（教育を含む）に関する情報の入手先について、就学前で「インターネット・SNS」、小学生で「隣近所の人・友人・知人」がそれぞれ最も高くなっています。

◆ 子育て（教育を含む）に関する情報の入手先

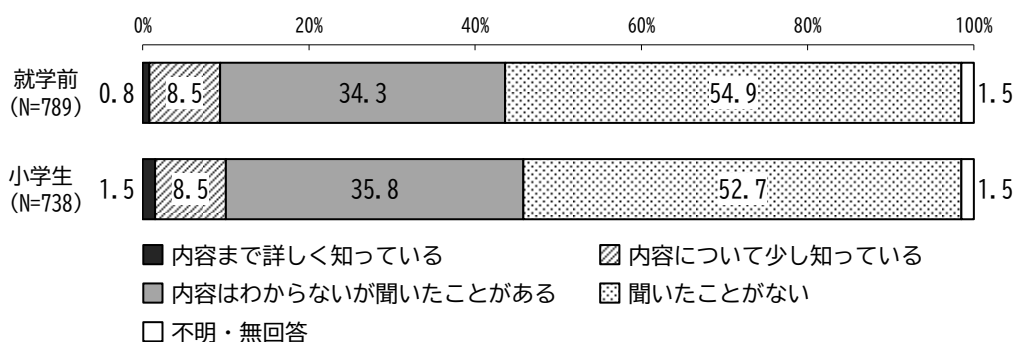


就学前児童の年齢別にみると、1歳までは「インターネット・SNS」が最も高く、2歳から5歳までは「保育園・幼稚園・認定こども園・学校」が最も高い。

(10) 「こども基本法」について

「こども基本法」の認知度について、「聞いたことがない」が就学前保護者で54.9%、小学生保護者で52.7%となっています。一方で、『知っている』（「内容まで詳しく知っている」と「内容について少し知っている」の合計）は就学前で9.3%、小学生で10.0%となっています。

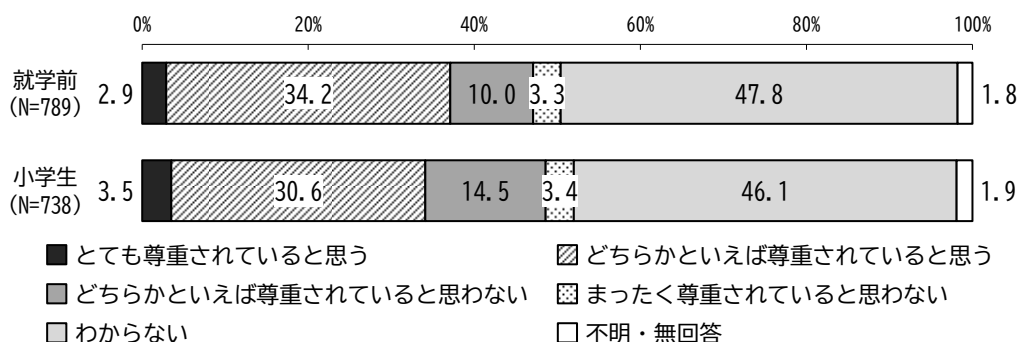
◆ 「こども基本法」の認知度



(11) 子どもの権利について

豊明市において子どもの権利が尊重されていると思うかについて、『思う』（「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計）は就学前で 37.1%、小学生で 34.1%となっています。一方で、『思わない』（「どちらかといえば尊重されていると思わない」と「まったく尊重されていると思わない」の合計）は就学前で 13.3%、小学生で 17.9%となっています。「わからない」が就学前で 47.8%、小学生で 46.1%となっており、「こども基本法」の認知度が低いことを踏まえると（22 頁「(10)「こども基本法」について」参照）、「子どもの権利」の理解度も同様に低いことが想定されます。

◆ 豊明市において子どもの権利が尊重されていると思うか

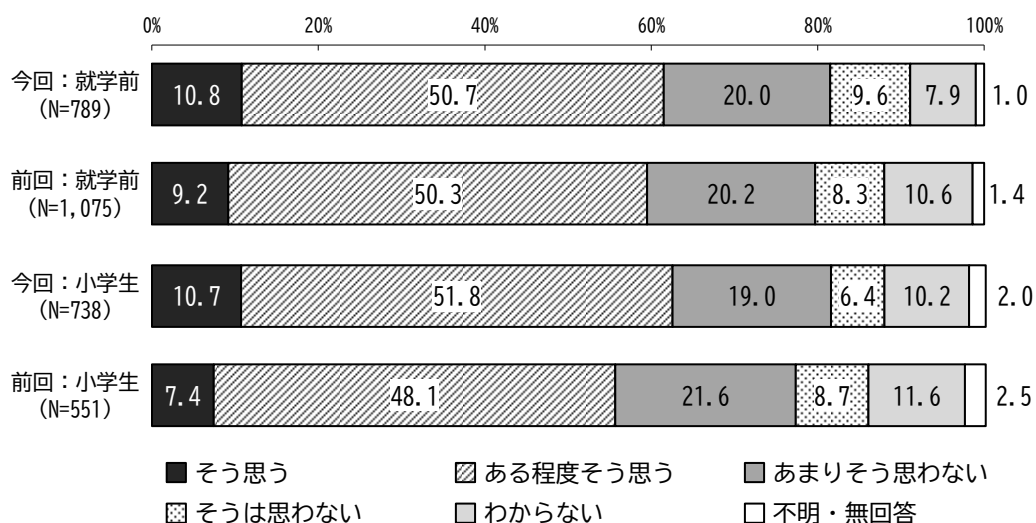


(12) 子育て全般について

豊明市は子育てしやすいと思うかについて、『思う』（「そう思う」と「ある程度そう思う」の合計）は就学前で 61.5%、小学生で 62.5%となっています。

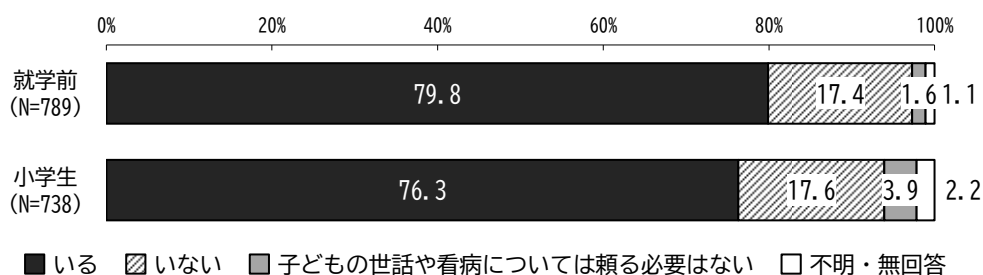
前回調査と比較すると、就学前では『思う』、『思わない』（「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計）がそれぞれわずかに増加しています。小学生では『思う』が増加、『思わない』が減少しています。

◆ 豊明市は子育てしやすいと思うか



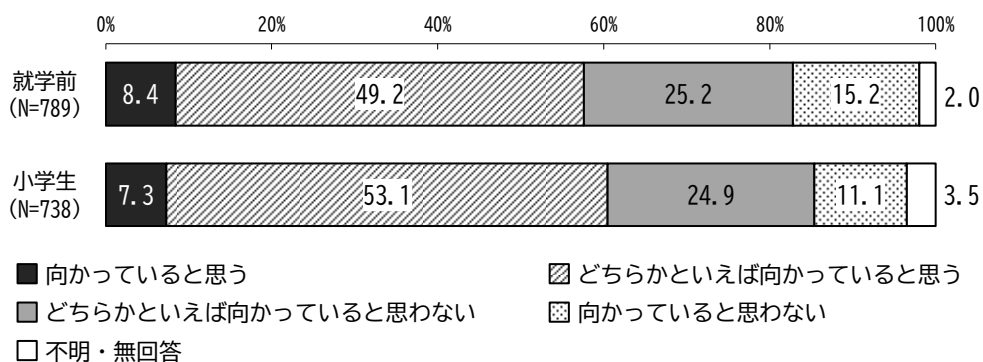
子どもの世話や看病で頼れる人の有無について、「いる」が就学前保護者で 79.8%、小学生保護者で 76.3%となっています。

◆ 子どもの世話や看病で頼れる人の有無



豊明市において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うかについて、『向かっている』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合計）は就学前で 57.6%、小学生で 60.4%となっています。

◆ 豊明市において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか



3 第2期計画の量の見込みと実績

第2期計画においては、2020年度から5年間の事業見込量を算出し、提供量の確保に努めてきました。第2期計画の量の見込みと実績は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

① 0歳から2歳児（3号認定子ども）

3号認定の子どもの受け入れは、増減しながら推移しています。0歳では2020年度以降、2022年度まで実績が量の見込みを下回って推移していますが、1・2歳では2020年度以降、実績が量の見込みを上回って推移しています。

◆ 0歳から2歳児（3号認定子ども） (人)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳	①量の見込み	101	100	98	96(70)	94(69)
	②確保方策	95	95	95	95	95
	③実績	75	71	74	79	70
1・2歳	①量の見込み	477	466	457	475(527)	476(517)
	②確保方策	518	518	518	518(530)	518(530)
	③実績	484	532	508	522	560

※（ ）内は中間見直しの数値

② 3歳から5歳児（1・2号認定子ども）

1号認定の子どもの受け入れは、2021年度以降減少傾向にありますが、実績が量の見込みを下回って推移しています。

2号認定の子どもの受け入れも、増減しながら推移していますが、実績が量の見込みを上回って推移しています。

◆ 3歳から5歳児（1・2号認定子ども） (人)

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1号	①量の 見込み	豊明市分	694	690	658	648(589)	626(569)
		広域調整分 (東郷町)	80	80	80	80	80
		合計	774	770	738	728(669)	706(649)
	②確保方策		1,390	1,390	1,390	1,390	1,390
	③実績		755	749	714	694	652
2号	①量の見込み		928	923	881	866(946)	837(914)
	②確保方策		1,094	1,094	1,094	1,094(1,076)	1,094(1,076)
	③実績		998	978	944	959	916

※（ ）内は中間見直しの数値

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業の利用人数は、増減しながら概ね量の見込みの範囲内で推移しています。

◆ 時間外保育事業 (人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	403	394	387	377	374
②確保方策	642	642	642	642	642
③実績	356	456	347	316	-

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の利用人数は、2021 年度以降増加傾向で推移しており、2024 年度で実績が量の見込みを上回っています。

◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (人)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	1 年生	274	281	281	281	281
	2 年生	251	258	258	258	258
	3 年生	195	201	201	201	201
	4 年生	56	56	56	56	56
	5 年生	3	3	3	3	3
	6 年生	1	1	1	1	1
	合計	780	800	800	800	800
②確保方策		780	800	800	800	800
③実績		685	672	710	789	820

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、第 2 期計画においては、量の見込みを設定していません。なお、2023 年度までは市外の児童養護施設 2 か所に委託し実施していましたが、2024 年度から 6 か所に増加し、利用しやすい体制を確保しました。

◆ 子育て短期支援事業 (人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	14	14	14	14	14
③実績	0	0	0	0	-

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館）

地域子育て支援拠点事業の利用人数は増加傾向にありますが、量の見込みの範囲内で推移しています。

◆ 地域子育て支援拠点事業

(人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	170,962	170,424	175,670	175,392	175,104
②確保方策	171,000	171,000	176,000	176,000	176,000
③実績	51,148	52,570	70,016	80,119	-

⑤ 一時預かり事業

幼稚園による一時預かり事業の利用人数は概ね増加傾向にあり、2021 年度以降、実績が量の見込みを上回って推移しています。

保育所等による一時預かり事業の利用人数は、2022 年度をピークとして以降減少に転じていますが、実績が量の見込みを上回って推移しています。

◆ 一時預かり事業（幼稚園による預かり保育）

(人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	12,629	12,629	12,629	12,629	12,629
②確保方策	16,328	14,456	14,456	14,456	14,456
③実績	10,824	13,795	12,775	16,337	-

◆ 一時預かり事業（保育所等による一時預かり）

(人日)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
保育所等	①量の見込み	560	560	560	560	560
	②確保方策	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	③実績	628	775	945	827	-
保育所等 以外	①量の見込み	200	200	200	200	200
	②確保方策	200	200	200	200	200
	③実績	0	0	0	0	-

⑥ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用人数は、2020 年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に減少しています。2022 年度から 2023 年度にかけて大きく増加したものの、量の見込みを下回って推移しています。

◆ 病児・病後児保育事業

(人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	198	193	190	185	184
②確保方策	900	900	900	900	900
③実績	10	42	47	88	-

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業の利用人数は増加傾向にあり、2021 年度以降、実績が量の見込みを上回って推移しています。

◆ ファミリー・サポート・センター事業 (人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	990	990	990	990	990
②確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
③実績	895	1,366	1,699	1,758	-

⑧ 妊産婦健康診査事業

妊産婦健康診査事業の利用人数は減少傾向にあり、2022 年度以降、量の見込みの範囲内で推移しています。

◆ 妊産婦健康診査事業 (人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	580	580	570	570	570
②確保方策	580	580	570	570	570
③実績	590	583	559	536	-

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の利用人数は、2021 年度をピークに減少に転じていますが、2021 年度以降、実績が量の見込みを上回って推移しています。

◆ 乳児家庭全戸訪問事業 (人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	480	480	470	470	470
②確保方策	480	480	470	470	470
③実績	449	515	487	477	-

⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の利用人数は減少傾向にあり、量の見込みの範囲内で推移しています。

◆ 養育支援訪問事業 (人日)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	230	240	240	240	240
②確保方策	230	240	240	240	240
③実績	212	135	127	102	-

⑪ 利用者支援事業

利用者支援事業の実施か所数は、2022 年度以降 3 か所となっています。

◆ 利用者支援事業

(か所)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
③実績	2	2	3	3	3

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

実費徴収に係る補足給付事業の利用人数は、増減しながら量の見込みの範囲内で推移しています。

◆ 実費徴収に係る補足給付事業

(人)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	70	69	66	65	63
②確保方策	70	69	66	65	63
③実績	56	67	49	54	-

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策を推進するにあたり、「豊明市総合計画」における将来都市像や、第2期計画の基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を、次のとおり掲げます。

基本理念

未来へつなぐ
しあわせな子どもが育つまち
とよあけ

次世代を担うすべての子どもが健やかに、そして、しあわせに育つために、家庭での子育てを基本としながらも、まち全体で子育て家庭を支える風土を未来へつないでいくという思いから、「未来へつなぐ しあわせな子どもが育つまち とよあけ」を基本理念として、子ども・子育て支援施策を推進します。

2 計画の基本的な視点

国では、「こども基本法」が制定され、すべての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取組が進められています。

本市においても、これまで推進してきた子ども・子育て支援施策を踏まえるとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、改めて「子どもの視点」に立った各種施策を推進していきます。

具体的には、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長をまち全体で支えていくことを基本的な視点とします。

すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう、取組を推進します。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（抜粋）

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

3 計画の基本目標

次の3つの基本目標を定め、各施策を推進します。また、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、ニーズ調査の結果から基本目標ごとに成果指標を定めます。

基本目標1 子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる

子どもが権利の主体として、多様な人格・個性が尊重され、権利が保障されるよう、子どもの権利条例を制定するなど、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、子どもの地域・社会への参加・参画機会、自己実現の場や体験機会の創出などの取組を進めます。

また、障がいのある子どもや外国籍や外国にルーツを持つ子ども、ヤングケアラー、生活困窮世帯など、多様な子どもへの支援体制の強化を図ります。

◆ 基本目標1の成果指標

項目	現状値		目標値
「こども基本法」の内容を知っている市民の割合	就学前保護者 9.3%	小学生保護者 10.0%	各 60%
豊明市において「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う市民の割合	就学前保護者 37.1%	小学生保護者 34.1%	各 60%

基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる

すべての子どもが健やかに成長でき、子育て当事者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる体制などの充実を図ります。

また、幼児教育・保育の量・質の両面からの充実や子育てに係る経済的支援などにより、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた取組を推進します。

◆ 基本目標2の成果指標

項目	現状値		目標値
豊明市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合	就学前保護者 61.5%	小学生保護者 62.5%	各 70%

基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱え孤立しないよう、地域・企業・行政等が連携して子育て世帯を地域ぐるみで応援する意識の醸成や、保護者同士、地域との交流の機会・場づくりを推進するとともに、安全に安心して子育てができるよう生活環境の整備を進めます。

また、地域において子育てを支援する主体的な取組ができるよう、子育て支援活動のネットワーク強化や子育て世帯を支援する事業所等を支援する体制整備を推進します。

◆ 基本目標3の成果指標

項目	現状値		目標値
豊明市において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う市民の割合	就学前保護者 57.6%	小学生保護者 60.4%	各 70%

4 施策体系

基本理念

基本目標

施策

未来へつなぐ
しあわせな子どもが育つまち
とよあけ



第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標 1 子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる



施策 1 子どもの権利の尊重

現状・課題

- 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、2023 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。さらに、同年 12 月には子ども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が閣議決定され、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- ニーズ調査によると、「こども基本法」の認知度は就学前保護者、小学生保護者ともに「聞いたことがない」が 5 割以上となっています。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、社会全体で子どもの権利に関する理解の促進を図るとともに、子どもや子育て当事者等の視点を尊重し、意見を取り入れながら、支え、後押しする社会をつくっていく必要があります。

推進する取組

①子どもの権利の意識啓発

子ども自身を含めた社会全体が子どもの権利への理解を深め、子どもの最善の利益が図られるよう、「こども基本法」や子どもの権利の周知、人権教育・啓発を推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの権利条例の制定	・すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利保障を明文化します。	子育て支援課
2	子どもの権利や意見を尊重した活動の実施	・市内の児童施設等において、子どもたちが日常の遊びや生活の中で、子どもの権利を理解できるような環境や機会を充実します。子どもの年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見が尊重されるよう、子どもの意見形成への支援を進めるとともに、意見聴取・意見反映に努めます。	子育て支援課 こども保育課
3	子どもの人権教育・啓発	・小中学校において、人権集会や学級活動、道徳科等における人権啓発を行い、子どもの権利について学ぶ機会を充実します。	学校支援室

②子どもの参画機会の充実

子どもが自らの意見を持ち、それを積極的に表明することができるよう、子どもの意見を聴く仕組みづくりや場・機会の確保に努めます。

No.	事業	内容	担当課
1	児童館活動への子どもの参画促進	・児童館の活動に子どもが参加・参画して自由に意見を述べるができるように、子どもの話し合いの場を計画的に設けます。 ・子どもが自分たちで活動をつくり上げることができるよう、中高生が中心となった活動の運営などを支援します。	子育て支援課
2	子どもの意見を聴く場・機会の確保	・小中学校での様々な学校行事や生活の中において、子どもの思いや意見の反映に努めます。 ・中学校では、「市長と話そう会」において、子どもの意見を市の施策に取り入れる場を引き続き設けます。 ・小学校でも希望に応じて、「市長と話そう会」を実施し、子どもの意見を市の施策に取り入れる場を設けます。	学校支援室

③児童虐待防止対策の充実

要支援児童や要保護児童等の保護と適切な支援につながるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携強化を図ります。また、相談体制や研修などの充実により、児童虐待の早期発見・虐待防止対策を強化します。

No.	事業	内容	担当課
1	家庭児童相談室事業	・児童虐待、発達、いじめ、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラーなど、子どもと家庭に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し支援を行います。	子育て支援課
2	児童虐待防止の啓発	・11月の「児童虐待防止月間」を中心に、児童虐待防止に対する啓発を行います。	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会の実施	・児童虐待を受けている要保護児童等とその家族に対し、地域の関係機関が連携して当該家庭の情報や支援方針を共有し、適切な連携のもと支援を行うため、関係機関などにより要保護児童対策地域協議会を組織します。	子育て支援課
4	子どもの悩み電話相談（相談窓口の周知）	・県の事業である子どもが自ら悩み等を相談できる電話サービス「子ども SOS ホットライン 24」について周知を図ります。	学校支援室

施策２ より良い育ちのための教育や活動の充実

現状・課題

- 学童期・思春期は、子どもにとって身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められます。
- 遊びや体験活動は、子どもの豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力など生きる力の基盤を育む、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。一方で、地域や生育環境によって体験活動の機会に格差が生じていることも課題となっています。
- 国では、2023年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、子どもの視点に立った居場所づくりを推進しています。

推進する取組

①子どもの居場所の充実

小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等のサービス拡充に努めます。また、すべての子どもが安心して、自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	児童館管理運営事業	・児童館は、0歳から18歳未満までの子どものための福祉施設です。子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて支援を行うことで、子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供します。	子育て支援課
2	放課後児童健全育成事業	・保護者が就労等で放課後などに家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、安心して過ごせる放課後の居場所として、放課後児童クラブを運営します。	学校教育課
3	民間学童保育所	・保護者が就労等で放課後などに家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後の居場所を確保するため、市内の民間学童保育所に対し、補助金の助成などにより活動を支援します。	学校教育課
4	放課後子ども教室	・子どもたちの安全で健やかな居場所づくりと次世代を担う人材の育成を推進するため、小学1年生から6年生の児童を対象に、全小学校内で放課後子ども教室を運営します。	学校教育課

No.	事業	内容	担当課
5	校内フリースクール事業	・各中学校に「校内フリースクール」を設置し、心理的な要因等により教室に入れない状態にある生徒等に対し、社会的な自立に資するための支援を行います。	学校教育課 学校支援室
6	教育支援センター事業（フレンドひまわり）	・何らかの理由によって登校できない学校生活上の困難を有する児童生徒に、学校との連携のもと、相談・助言及び支援を行います。 ・児童生徒への多様で適切な介入や、保護者への情報提供・助言及び支援を行います。	学校教育課 学校支援室
7	子ども食堂ネットワーク	・市内の子ども食堂が子どもにとって安全安心に営まれることを目的として、子ども食堂運営団体同士の連携を図ります。 ・子ども食堂の普及・定着を目指した支援を行います。	社会福祉協議会
8	共生交流プラザ管理運営事業	・共生交流プラザカラットにおいて、利用者の声に対して柔軟に対応する管理体制を構築し、子どもを対象とした団体や親子のふれあいの場の発展に取り組みます。	共生社会課
9	地域共生社会推進事業	・地域づくり事業や参加支援事業を通じて、子どもが世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。	共生社会課

②学習・体験の機会の充実

子どもの自主性や創造性を伸ばし、主体的に行動する力を育むため、子どもの成長段階に応じた多様な学習・体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動などへ参加する機会の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	子どもの学習・生活支援事業	・生活困窮世帯（生活保護受給世帯または準要保護世帯）やひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）の小中学生に対して、学習習慣の定着及び学力向上、社会性の育成等のため、学習等の場を提供します。	地域福祉課 子育て支援課
2	小中学生と乳幼児とのふれあい体験事業	・小中学生が、乳幼児とふれあい体験をすることで、「命の大切さ」を学ぶ機会を提供します。	学校支援室
3	異世代間交流事業	・小学生と高齢者、幼児と中学生などの異なる世代間の交流機会をつくります。	学校支援室

No.	事業	内容	担当課
4	職場体験	・市内の中学生が協力企業等への職場体験を通して、働くことの大切さ、大変さを体感できるようにします。	学校支援室
5	自尊感情を高める教育、いのちの尊重推進事業	・大切な自分の人生をどう生きるかについて、各自が考える「命の授業」を小中学校で実施します。 ・「協同の学び」を実施する中で、互いを認め合う場面をつくり出し、子どもたちの自尊感情を高める教育を行います。	学校教育課 学校支援室
6	福祉実践教室	・助け合いの心を養い、障がいの有無や年齢に関係なく「共に生きる」福祉実践ができる講座（社会福祉協議会見学・ひきこもり講座・車いす・手話・点字・視覚障がい者ガイド・高齢者疑似体験など）を実施します。	社会福祉協議会
7	文化系ジュニアクラブ（C J C）	・土曜日、日曜日などの休日を、子どもがより有意義に過ごすための文化的活動や体験の場を提供します。	生涯学習課
8	総合型地域スポーツクラブ	・子どもの健康や体力の向上及び充実したスポーツライフづくりを支援するための事業を実施します。	生涯学習課
9	親子ふれあい事業	・親子の共同作業で、茶碗や湯飲みに絵付けする「親子絵付け教室」を開催し、親子でふれあえる時間の創出を図ります。	生涯学習課

③いじめ・不登校などへの支援の充実

学校生活等に悩みや不安を抱える児童生徒やその保護者等に対して、一人ひとりの状況に応じた相談や自立に向けた継続的な支援を推進します。また、関係機関と連携し、それぞれの専門性を生かした支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	教育相談（スクールソーシャルワーカーの配置等）	・いじめ、不登校など悩みを持つ児童生徒やその保護者等の総合的な相談窓口として、市内に2か所あるフレンドひまわり（教育支援センター）にて、教育相談（電話、訪問、来室）を実施します。 ・スクールソーシャルワーカーを配置し、市内小中学校の児童生徒の相談支援体制をつくり、必要に応じて関係機関と連携します。	学校教育課 学校支援室

No.	事業	内容	担当課
2	不登校児童生徒の支援	・教育支援センターにおいて教育相談員・教育支援センター指導員を配置し、不登校の児童生徒を対象に、学校以外の居場所として社会的自立に向けた支援を行います。 ・不登校の児童生徒に対して自宅等を訪問したり、話し相手や遊び相手となるホームフレンドを派遣して個別支援を行います。 ・不登校の児童生徒やその保護者のニーズ等に対応するため、包括的支援を進める心理士を雇用し、自立に向けた支援体制を整えます。 ・不登校の児童生徒についての悩みを持つ保護者に対して、相談会やその他情報発信を行い、保護者目線での支援を行います。	学校教育課 学校支援室 共生社会課 子育て支援課
3	スクールカウンセラー相談事業	・市内小学校にスクールカウンセラーを配置し、学校において児童生徒や保護者の相談を受け付けます。	学校教育課 学校支援室
4	ひきこもり相談支援事業	・社会福祉協議会に委託し、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、義務教育終了後の子どもに対するサポートを行います。	地域福祉課 社会福祉協議会

施策3 多様な子どもへの支援の充実

現状・課題

- 障がいや貧困、ひきこもりなど子どもを取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれている世帯の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組に反映させていくとともに、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの相互協力や分野横断的な支援が求められています。
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもやその家族への支援の充実や、適切な支援に結びつくための情報提供・相談支援体制の強化が必要です。
- 本市においては、外国籍人口は増加傾向にあり、それに伴い外国にルーツを持つ子どもも増加しています。日常生活を送る上で文化や言語の違いが障壁にならないよう、児童生徒及び保護者に対して日本語指導や多言語による情報発信など、子どもの学びや育ちを支えるための支援が必要です。

推進する取組

①障がいのある子どもへの支援の充実

児童発達支援センターを中心とした障がいの早期発見、早期療育、相談・情報提供体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を図り、障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供するとともに、障がいの有無に関わらず、ともに過ごす場を確保するため、特別支援教育・保育等の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	児童発達支援センター事業	・共生交流プラザカラット内に、児童発達支援センター「どんぐり」を開設し、通所での療育や障がい児相談支援、保育所等訪問支援等を総合的に実施します。	子育て支援課
2	保育園等における障がい児保育	・市内保育園等における集団保育の中で、障がいがある子どもも安心して過ごせるよう、受け入れ体制を確保します。 ・巡回訪問を実施して、園での生活がより円滑にできるように支援します。	こども保育課 子育て支援課
3	障がい児特別支援療育事業	・保育が必要な事由に関わらず、障がいのある子どもを市内1か所の公立保育所内の特別支援クラスで受け入れ、健常児とともに集団保育を行いながら心身の成長発達を支援します。	こども保育課

No.	事業	内容	担当課
4	市立小中学校における特別支援教育	・一人ひとりの障がいの種類・程度等に応じ、小学校・中学校の特別支援学級において適切な教育を行います。	学校支援室

②外国にルーツを持つ子どもへの支援の充実

海外から帰国した子どもや外国籍の子ども等、外国にルーツのある子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を実施します。

No.	事業	内容	担当課
1	通訳・翻訳機等の配置	・ベトナム語、ポルトガル語等に対応した通訳・翻訳機等を市役所庁舎・小中学校・公立保育園に配置します。 ・市内私立保育園については、一定の条件を満たした施設について、通訳ボランティア等に係る人件費の一部を支援します。	共生社会課 こども保育課 学校教育課
2	定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業	・日本語初期指導が必要な子どもに日本語教育を実施し、学校生活の早期適応を図ります。	学校教育課 学校支援室

③子どもの貧困対策

生活困窮家庭などに対する自立支援の取組を推進するとともに、様々な事情で生活に困難を抱える子育て家庭が地域や子育て支援機関と関わりを持ち、必要な時に適切な支援が受けられるような体制を整備します。

No.	事業	内容	担当課
1	生活相談支援事業	・生活上困難に直面している人に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に寄り添った自立相談事業を実施します。	地域福祉課 社会福祉協議会
2	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	・生活困窮世帯（生活保護受給世帯または準要保護世帯）やひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）の小中学生に対して、学習習慣の定着及び学力向上、社会性の育成等のため、学習等の場を提供します。	子育て支援課 地域福祉課
3	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	・不登校やひきこもり、経済的事情等により高等学校の進学や卒業の機会を逃した人に対して、対象講座の受講費用支援や認定試験合格後の給付金を支給します。	地域福祉課

No.	事業	内容	担当課
4	就学支援事業	・経済的な理由等により生活が困窮している家庭の児童生徒に対して就学援助を実施します。	学校教育課
5	私立高等学校等就学助成	・保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等に通う生徒の保護者の中で、特に経済的に厳しい世帯に対し、生徒1人当たり1万円を助成します。	学校教育課
6	大学等入学支援事業	・市への定住を促進するため、大学等に進学する意欲のある人のうち、将来、本市に定住を考えている人に対して、その進学に必要な入学金（上限30万円）の貸付を行います。	学校教育課

④ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	家庭児童相談室事業（再掲）	・児童虐待、発達、いじめ、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラーなど、子どもの家庭に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し支援を行います。	子育て支援課
2	ヤングケアラーの早期把握のための連携	・学校、スクールソーシャルワーカー、学校支援室が福祉と連携し、ヤングケアラーの早期把握及び支援の充実を図ります。	学校支援室
3	ヤングケアラー支援事業	・ヤングケアラーの社会的認知度を向上させていくため、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子ども・若者が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援や相談窓口につなげることができるよう、関係機関との連携を図ります。 ・ヤングケアラーに関する各種広報・啓発活動に取り組みます。	子育て支援課

基本目標 2 安心して妊娠・出産・子育てができる



施策 1 切れ目のない支援の充実

現状・課題

- 核家族化の進行や晩婚化、若年妊娠など出産を取り巻く状況が変化してきており、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行ったりする母親が少なからず存在している状況です。
- 母子の健康づくりは、子どもの安定した育ちに重要な要素であり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- ニーズ調査によると、子育てをする上で気軽に相談できる人・機関などについて、就学前保護者、小学生保護者ともに「配偶者」や「祖父母等の親族」など身近な人の割合が高くなっており、「行政機関の職員」はそれぞれ1割前後と低くなっています。一方で、子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったことについて、「身近で気軽に相談できる施設」や「専門的な相談ができる相談窓口」は経年比較して増加しており、相談窓口の専門性や相談しやすさが求められています。

推進する取組

①妊娠・出産・子育てを支援する体制の充実

安全安心な妊娠・出産・子育ての環境を確保するため、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の整備を推進するとともに、利用しやすい事業の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	こども家庭センター事業（利用者支援事業）	・市役所庁舎内の子育て支援課にこども家庭センターを設置し、市内すべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施します。	子育て支援課
2	低所得妊婦初回産科受診料助成事業	・妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課

No.	事業	内容	担当課
3	妊婦等包括相談支援事業	・妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	子育て支援課
4	妊婦のための支援給付事業	・妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	子育て支援課
5	産後ケア事業	・出産後の母親・乳児に対し、宿泊型・1日型・半日型といったニーズに合わせて、安全安心な場所で助産師・看護師等による心身のケア及び育児に関する専門的なサポートを行うことにより、母親の育児不安の解消を図り、安心して育児ができる支援体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。	子育て支援課
6	重層的支援体制整備事業	・多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、家庭全体の福祉課題を捉え、支援が届いていない人に支援を届ける等、切れ目のない支援の充実を図ります。	共生社会課 地域福祉課 子育て支援課 こども保育課 学校教育課 学校支援室
7	子育て短期支援事業（ショートステイ）	・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援課
8	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・保護者とともに子どもの育ちを支えていくために、保育所等に通っていない0歳6か月から2歳までの子どもを対象に、就労要件を問わず1か月につき一定時間内の一時預かりを行います。 ・利用者のニーズを見極めつつ、国の制度を基に、適切な事業実施を検討します。	こども保育課 子育て支援課

②子どもと母親の健康づくりの推進

母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施します。

No.	事業	内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	・手帳交付と合わせて、妊娠中の健やかな過ごし方について伝えていきます。妊産婦健康診査受診票、妊産婦歯科健診受診票も同時交付します。	子育て支援課
2	妊産婦健康診査	・医療機関の受診票を交付し、妊産婦健康診査の費用を補助することで経済的負担を軽減します。	子育て支援課
3	妊産婦歯科健診	・歯科医療機関の受診票を交付し、妊産婦の歯科健診の費用を補助することで経済的負担を軽減します。（妊娠中から産後1年以内）	子育て支援課
4	乳児健康診査	・1歳1か月の前日までの乳児を対象に、医療機関の受診票（2回分）を交付し、乳児健診の費用を補助することで経済的負担を軽減します。	子育て支援課
5	新生児聴覚検査	・生後28日までの新生児を対象に、医療機関の受診票を交付し、新生児聴覚検査の費用を補助することで経済的負担を軽減します。	子育て支援課
6	健康診査事業（3か月、1歳6か月、2歳3か月、3歳）	・子どもの健全な成長の確認及び子育てに不安などを感じている保護者への子育て相談を実施します。2歳3か月歯科健診は豊明市単独事業です。	子育て支援課
7	予防接種	・予防接種法で定めた内容を実施します。	子育て支援課
8	なかよし教室（たんぽぽ教室、おひさま教室）	・保健センターにおいて幼児健診の事後に「なかよし教室」を、児童発達支援センターにおいて「たんぽぽ教室」「おひさま教室」を実施し、就園・就学前の発達がゆっくりな子どもとその保護者に対して、遊びや集団生活の経験の場を提供し、保護者への助言を通じて子育ての不安軽減を図ります。	子育て支援課
9	ブックスタート事業	・3か月児健康診査時、読み聞かせボランティアによる読み聞かせと絵本の配布を実施します。（協力：図書館）	子育て支援課

③子育てに関する相談・訪問の充実

子育て当事者の育児に関する問題や悩み、育児ストレスを軽減するため、母子の健康や子育てについて身近な相談支援の充実を図ります。また、子どもと保護者が円滑に必要な支援を受けられるよう、訪問や情報提供を実施します。

No.	事業	内容	担当課
1	子育て支援センター事業（利用者支援事業）	・子育て支援センターにて、育児不安などについての相談、指導を実施します。	子育て支援課
2	赤ちゃん訪問・乳幼児訪問事業	・生後4か月未満の親子を対象に、保健師による家庭訪問を実施します。乳児の健やかな育ちを確認するとともに、育児支援を目的とし、子育てへの不安を持つ母親との相談を実施します。	子育て支援課
3	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。	子育て支援課
4	子育て世帯訪問支援事業	・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援課
5	健康テレホン110番	・保健師が、育児全般にわたっての相談に対応します。	子育て支援課
6	育児相談	・こども家庭センターにて保健師、管理栄養士による子育てに関する相談を実施します。	子育て支援課
7	けやき発達相談	・臨床心理士による児童の成長や発達に関する相談・助言などを行います。	子育て支援課
8	地域子育て相談機関	・子育て支援センター等にてすべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる場の提供や子育て世帯に対する情報発信を行うとともに、必要に応じてこども家庭センター等の関係機関と連絡調整を行うなど、連携を図ります。	子育て支援課

④子育てに関する講座等の充実

保護者が子育ての喜びを実感し、健全な親子関係を構築できるよう、子どもの成長過程に応じた子育てに関する講座等の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	ファミリークラス	・妊婦を対象に出産や育児に関する学習や相談ができ、また、0歳児を持つ保護者と交流ができる場を提供します。	子育て支援課
2	マタニティクラス	・妊娠中の夫婦交流会、助産師による子育てワンポイント講話や実技指導などを実施します。偶数月は、赤ちゃんのお風呂の入れ方を体験できる内容を実施します。奇数月は、妊娠中の身体と心の変化や赤ちゃんのお世話が体験できる内容を実施します。	子育て支援課
3	各種講座の充実	・子育て支援センター等にて、利用者のニーズに合わせた講座を実施します。	子育て支援課
4	臨時保育室事業	・講座等の開催時に集団託児を実施します。	子育て支援課
5	親子関係形成支援事業（楽・らく子育てセミナー）	・臨床心理士と保護者がグループワークを通して、子育てについて考える教室を実施します。	子育て支援課
6	離乳食講習会、1歳からの食事セミナー	・同じ月齢の子どもを持つ保護者同士が交流できる機会として、離乳食の始め方の講話会を実施します。 ・管理栄養士からもアドバイスを受けられるようにします。	子育て支援課
7	幼児親子教室	・市内各児童館にて体操、手遊び、親子遊び、季節行事などを開催します。	子育て支援課
8	保護者研修	・幼児教育研究協議会を通じて、保護者を対象とした親子遊び、食育等の研修を実施します。	こども保育課

施策２ 幼児教育・保育の充実

現状・課題

- 2023 年 12 月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、子どもの生誕前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。
- 本市では、出生数は減少傾向にあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加、利用ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しています。サービスの充実や人材の確保に努める必要があります。

推進する取組

①多様な教育・保育の提供

保護者の就労形態等の多様化や教育・保育への志向の変化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡大を図ります。また、安全安心な保育環境を整備するため、研修による保育士の専門性の確保や、保育・教育の質の向上に努めます。

No.	事業	内容	担当課
1	3歳未満児保育の拡大（3号認定の保育充実）	・ 増え続ける3歳未満児の保育ニーズに対応するため、未満児保育の実施園の拡大検討に取り組みます。	こども保育課
2	多様な運営主体による保育機会の提供	・ 保育内容に対する多様なニーズに対応するため、保護者が多様な選択肢からサービス等を選択できるよう、幼稚園の認定こども園への移行などについて検討します。	こども保育課
3	幼稚園教諭、保育教諭、保育士の研修	・ 保育の質の確保のため、研修の実施または研修機会の提供を行います。 ・ 幼児教育研究協議会を通じて、幼保共通の研修を実施します。	こども保育課
4	保育士等資格取得支援	・ 市民が保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するための就学資金を補助し、市内で働く保育士または幼稚園教諭を支援します。	こども保育課

②保育サービスの充実

仕事と子育ての両立をサポートするため、保護者の多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	保育コンシェルジュ（利用者支援事業）	・保護者等の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供を行うことにより、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。	こども保育課
2	延長保育事業	・就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない事情で通常の保育時間を超えて引き続き保育を希望する保護者に対応するため、保育時間を延長して児童を預かります。	こども保育課
3	一時預かり事業	・労働・職業訓練、急病、災害・事故、冠婚葬祭等の際やリフレッシュが必要な際に一時預かりを行います。 ・幼稚園においては、教育提供時間後も仕事などの様々な理由に対し預かり保育を実施します。 ・対応する実施主体ごとにニーズに沿った整備・拡充等を検討します。	こども保育課 子育て支援課
4	病児・病後児保育事業	・公立保育所1園の併設施設にて、病後児保育を実施します。またNPOへの委託により、訪問型の病児・病後児保育を実施します。 ・一部の私立保育所においては、体調不良児対応型を実施します。 ・引き続き、より利用しやすく効果の高い事業形態での実施を検討します。	こども保育課

施策3 育児における経済的支援の充実

現状・課題

- 子育てや教育に係る費用負担の重さは、子育ての希望の実現を阻む要因の一つと指摘されています。
- 本市では、児童手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成など、各種助成事業を実施しています。
- ニーズ調査によると、豊明市が子育てしやすいまちにしていくために必要だと思う取組は「子育て世帯の経済的支援を充実すること」が就学前保護者、小学生保護者ともに最も高くなっています。引き続き、経済的支援に取り組む必要があります。

推進する取組

①各種医療費・治療費の助成

子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種医療費・治療費等の助成を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	子ども医療費助成	・子ども医療費受給者証を交付します。2024 年 4 月診療分より、入院・通院ともに 18 歳到達年度末まで無料化を実施しています。	保険医療課
2	養育医療給付事業	・身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費で負担します。	保険医療課

②各種手当の支給

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当等の支給を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	児童手当	・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している者に児童手当を支給します。 ・2024 年 10 月分から、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額及び算定方法を見直し、制度拡充を実施しました。また、支払月を年 3 回から隔月（偶数月）の年 6 回に変更しました。	子育て支援課

No.	事業	内容	担当課
2	特別児童扶養手当	・身体・知的及び精神に障がいのある 20 歳未満の児童を養育する父母、または父母に代わって養育している人のうち、障がいの程度や所得の要件を満たす人に対して特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
3	新入学祝金事業	・学童期に入る児童を持つ子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、小学校に入学する児童の保護者で、入学式当日及び申請時に市内に住民票がある人に対して、児童 1 人当たり最大 5 万円を交付します。	学校教育課

③妊娠期からの支援

妊娠期からの経済的負担を軽減し、心身の健康保持を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	低所得妊婦初回産科受診料助成事業（再掲）	・妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課
2	妊婦のための支援給付事業（再掲）	・妊娠届出時等の面談後に 5 万円、赤ちゃん訪問実施後等に子ども 1 人当たり 5 万円を支給します。妊婦等包括相談支援事業等を効果的に組み合わせ、経済的支援のみならず、身体的・精神的ケアを実施します。	子育て支援課
3	産後ケア事業（再掲）	・利用希望者全員が「半日型」を初回無料で受けられ、専門的サポートが必要な人は「1 日型」及び「宿泊型」が 1 割負担で受けられます。	子育て支援課
4	妊産婦健康診査（再掲）	・医療機関の受診券を交付し、妊産婦健診の補助をすることで経済的負担を軽減します。	子育て支援課
5	妊産婦歯科健診（再掲）	・歯科医療機関の受診券を交付し、妊産婦の経済的負担を軽減します。（妊娠中から産後 1 年以内）	子育て支援課
6	乳児健康診査（再掲）	・1 歳 1 か月の前日までの乳児を対象に、2 回分の健康診査受診票を交付します。	子育て支援課
7	新生児聴覚検査（再掲）	・生後 28 日までの新生児を対象に、聴覚検査受診票を交付します。	子育て支援課
8	任意予防接種費用助成	・1 歳及び年長児を対象に、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成します。 ・中学 3 年生を対象に、インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。	子育て支援課

施策4 ひとり親家庭への支援の充実

現状・課題

- ひとり親世帯については、子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことや心のゆとりが持ちにくく、様々な面で困難に直面しやすい状況にあります。就労への支援、子どもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。
- 離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められます。

推進する取組

①ひとり親家庭相談業務の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や悩みに対応するため、関係機関との連携を強化し、一人ひとりを見据えた総合的な相談支援を行います。

No.	事業	内容	担当課
1	母子父子自立支援員による相談	・ひとり親家庭の自立に関する相談を受け、課題を整理し、情報提供を行います。	子育て支援課
2	キャリアカウンセリング事業	・ハローワーク、愛知県母子父子寡婦福祉連合会と連携し、就業相談・職業紹介を行います。	子育て支援課

②ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	児童扶養手当	・ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進のため、所得等の要件を満たす人に対して手当を支給します。2024年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額を引き上げています。【国制度】	子育て支援課
2	愛知県遺児手当	・ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。（要件あり）【県制度】	子育て支援課
3	豊明市遺児手当	・ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。（要件あり）【市制度】	子育て支援課

No.	事業	内容	担当課
4	母子・父子家庭医療事業	・ 児童が 18 歳到達年度末までの母子・父子家庭の母・父と子どもに、母子・父子家庭医療費受給者証を交付し、入院・通院ともに無料化を実施します。	保険医療課
5	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等支給事業	・ ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、対象教育訓練の受講に係る経費の一部や、就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	子育て支援課
6	ひとり親家庭児童入進学等祝品支給事業	・ ひとり親家庭の児童であって、小中学校へ入進学する児童及び中学校を卒業する児童に対して祝品を支給し、健全な育成と自立の助長を図ります。	子育て支援課
7	ひとり親家庭自転車駐車場利用料補助事業	・ 2022 年 10 月 1 日より豊明市内 3 駅（中京競馬場前駅・前後駅・豊明駅）の駐輪場が全面有料化されたことに伴い、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に駐輪場定期利用料の一部を補助します。	子育て支援課

基本目標 3 みんなで子育て家庭を応援する



施策 1 共働き・共育ての推進

現状・課題

- 少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などが指摘されています。全国的に結婚・出産後も仕事を続けたい人が増加し、共働き世帯が増加している中、その両立を支援していくことが重要です。
- 共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。
- 国では、2022年4月に「育児・介護休業法」を改正し「産後パパ育休制度」を位置づけ、仕事と育児の両立支援、父親の育児休業の取得を促進しています。
- ニーズ調査によると、父親の育児休業の取得について、経年で比較すると「現在取得している」や「取得した」は増加していますが、母親と比較すると低い状況となっています。取得していない理由として、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が上位となっており、また母親の同項目よりも割合が高くなっています。職場等における理解の促進が必要です。
- 本市においては、多様な働き方のモデルの一つとして、「仕事と子育てを両立できる柔軟な働き方」の普及啓発とともに「子どもと子育て家庭」への理解を深め、より一層子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの機運を醸成するため、緊急一時的に利用することのできる「子連れ出勤」（ワーク with チャイルド【愛称：ワチャ】）を導入しています。今後は、市内の企業等へ普及・啓発を図ることが必要です。

推進する取組

①父親の子育て参画の促進と意識啓発

父親が子育ての喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、男女共同参画の意識啓発や男性の家事や子育てへの参画を促すための講座を開催し、父親の主体的な子育て参画を社会全体で支援します。

No.	事業	内容	担当課
1	男性の育児参加促進	・安心して妊娠・出産・育児ができるよう、夫婦で参加することができる妊娠期の教室を実施します。	子育て支援課

②子育てと仕事の両立のための意識啓発

保護者が働きながら子育てしやすい環境を整備するため、市が率先して働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、市民や市内事業所の意識醸成を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	子連れ出勤普及啓発事業	・市が推進する「子連れ出勤」について、市域全体への波及効果を高め、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの気運醸成を図るため、モデル的に子連れ出勤を実施する市内事業所による普及啓発を推進します。	子育て支援課

施策２ 地域における子育て支援の充実

現状・課題

- 核家族化の進行に加え、働き方や価値観の変化、地縁・血縁によるつながりの薄れなど、社会環境の変化によって、子育て家庭の孤立化や負担の増大が課題となっています。子育ての負担軽減とともに、孤立化を防ぐ体制・仕組みづくり、保護者同士や地域との交流の機会・場づくりが重要です。
- ニーズ調査によると、子どもの世話や看病で頼れる人の有無について、就学前保護者、小学生保護者ともに「いる」が約８割を占めている一方で、「いない」が約２割となっています。
- 地域で活躍する人材や団体などを支援するとともに、関係機関や地域等とのネットワークを強化し、地域と子育て家庭をつなぐ取組が必要です。

推進する取組

①地域協働による子育て支援

子どもや子育て家庭への支援がより効果的かつ持続可能なものとなるよう、関係団体との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を図ります。また、地域における多様な担い手の人材の発掘や、活動支援に取り組みます。

No.	事業	内容	担当課
1	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	・地域において子育ての手助けを受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織です。相互援助活動の調整を実施します。	子育て支援課
2	幼稚園等園庭開放	・概ね月に１～２回程度、幼稚園等の園庭開放を実施します。開放日には相談員（担当教員）が常駐します。	子育て支援課
3	子ども会活動への支援	・児童の健全育成を目的とした豊明市子ども会連絡協議会の活動費に対して一部補助することで、地域における子どもの活動を支援します。 ・地域を基盤とした関係機関等と連携しながら、子ども会活動を支援します。	子育て支援課 社会福祉協議会
4	子育て家庭優待事業	・市内在住の１８歳未満の子どもと保護者、妊婦が、協賛店舗で「はぐみんカード」を提示すると、各種サービスを受けられる子育て支援事業です。協賛店舗の拡充とサービスの充実を促します。	子育て支援課

No.	事業	内容	担当課
5	民生委員・児童委員との連携	・地域住民の相談相手や行政・関係機関への「つなぎ役」である民生委員・児童委員が実施する、児童や青少年の健全育成活動である見守り、訪問等を通して、子育て家庭が安心して生活できる地域づくりを推進します。	子育て支援課 地域福祉課

②子育て中の保護者同士の交流

すべての保護者にとって子育てしやすい環境づくりとして、保護者同士の交流や情報交換ができる場の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	・市南部地域のひまわり児童館内に市内2か所目の子育て支援センターを開設し、共生交流プラザカラット内の子育て支援センターとともに、地域子育て支援拠点として子育てに関する各種相談のほか、保護者同士の交流の場づくりを推進します。	子育て支援課
2	多胎児の会	・0歳から乳幼児の多胎児を持つ保護者を対象に、子育ての情報交換や交流会を実施します。	子育て支援課
3	地域組織育成活動への支援	・親子や保護者同士の交流活動の費用に対して一部補助することで、地域の交流を活性化し、地域の児童の健全な育成、保護者の心身の健康と社会活動の場の提供を図ります。	子育て支援課
4	子育てルーム	・0歳から就学前の子どもを対象に各公立保育園で月1回実施し、各日1時間程度、親子遊び、保護者同士の交流、子育てワンポイントアドバイス等を行います。	こども保育課
5	家庭教育学級	・家庭における教育力を高めるため、保護者同士が情報交換をしながら、子育てについて学ぶ機会を提供します。	生涯学習課

③市民活動の支援

市民活動や見守りなど、子育てに限らず、地域における支え合いの活動支援として、ボランティア活動の充実を図るとともに、人材の確保、育成を推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	市民活動支援事業	・行政だけでは解決できない地域の課題を解決するため、市民活動団体が行う事業について財政支援を行います。 ・区や町内会が地域の特性に応じて行うまちづくり事業に対して、財政支援を行います。	共生社会課
2	読み聞かせボランティア講座の実施	・現在活動中のボランティアだけでなく、次世代に向けてのボランティア養成講座を実施します。 ・経験者には、次世代ボランティアの育成にも協力してもらえよう、ステップアップ講座を計画します。	図書館
3	ボランティアの支援・育成・コーディネート	・社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体の活動や人材の紹介、ボランティアフェスティバルでの活動紹介を行います。 ・ボランティア実施団体への支援を行うとともに、子育て支援に参加するボランティアを育成します。	社会福祉協議会

施策3 安全安心なまちの整備

現状・課題

- 子どもが自分らしく成長し、活躍するためには、安全で安心して過ごすことができる良好な成育環境が必要不可欠です。しかしながら、子どもを巻き込む事故や犯罪は後をたちません。また、近年はインターネット利用の低年齢化が進み、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。
- 子ども自身が事故や犯罪から身を守るための知識を身につけるとともに、身近な大人が子どもを見守る取組が必要です。

推進する取組

①安全な環境整備

安全に安心して子どもや子育て家庭が外出できるよう、通学路等の歩道整備や公園など施設の維持・管理など、安全な生活環境を整備します。

No.	事業	内容	担当課
1	公園の管理	・住民懇談会を開催し、公園の改修内容を協議し、必要な整備を図ります。	都市計画課
2	児童遊園地、ちびっ子広場の管理団体への支援	・児童遊園地、ちびっ子広場の管理団体である区・町内会に遊具の設置や修繕、樹木剪定や草刈り等に要した経費の一部を補助することで、地域における子どもの安全な遊び場を確保します。	子育て支援課
3	通学路等の安全確保	・通学路交通安全プログラムに基づき、危険個所の対策工事を行います。	土木課

②子どもの安全安心の確保

子どもを交通事故や犯罪から守り、子ども自身が危険から身を守れるよう、家庭や地域、学校等が一体となった見守りや交通安全教育・防犯教育を推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	交通安全の推進事業	・幼稚園・保育所・小学校・中学校での交通安全教室を開催します。 ・交通事故死ゼロの日において、街頭での交通安全指導を実施し、安全意識の啓発に努めます。	防災防犯対策課 学校支援室

No.	事業	内容	担当課
2	子ども安心パトロール	・青パト車の貸し出しや自主防犯ボランティア団体への資材提供を実施し、子ども安心パトロールを実施します。 ・学校を通じて、自主防犯ボランティア団体等への資材提供を実施します。	防災防犯対策課 学校教育課
3	愛知警察署などによる防犯教室	・愛知警察署などによる防犯教室を実施します。	防災防犯対策課
4	安全対策情報の公開	・防犯・防災情報の提供に特化した「安全安心システム」のサービスにより、希望者へのメール配信を実施します。	防災防犯対策課
5	通学路等の危険箇所等の情報提供	・通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所を把握し、注意を促します。 ・ハザードマップを紹介します。	学校教育課 防災防犯対策課

第5章 量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、本計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

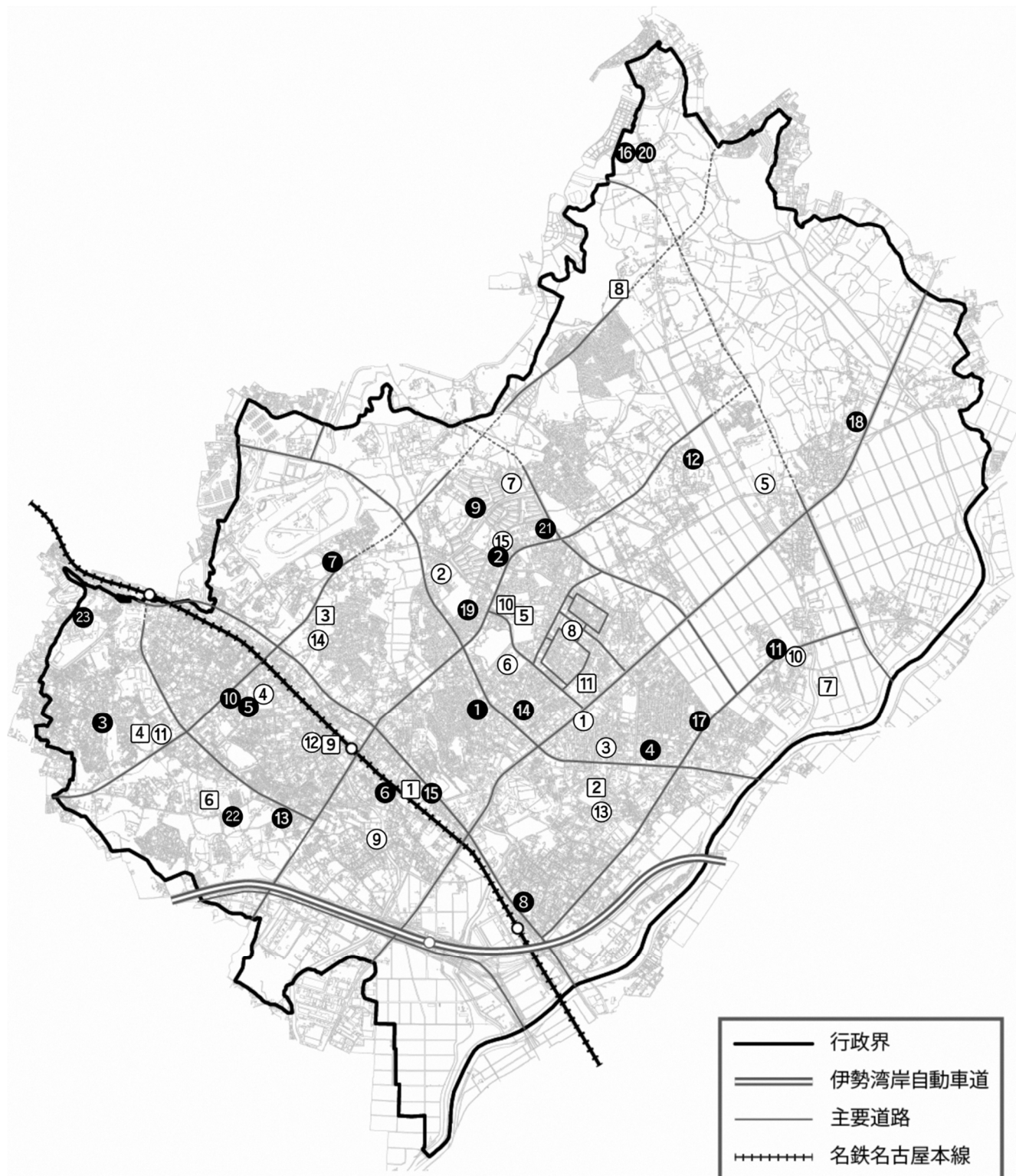
本市には8つの小学校と3つの中学校があり、計画的に子育て関係施設の整備を進めてきたため、保育所等の教育・保育、その他子育て支援に関する施設は市内各所にバランスよく配置されています。このような状況を踏まえ、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては、地域の実状を踏まえて行うものとします。

◆ 教育・保育、その他子育て支援に関する施設一覧

2024年4月1日現在

No.	施設名	No.	施設名
教育・保育事業提供施設		地域子ども・子育て支援事業提供施設	
●1	青い鳥保育園	○1	ファミリー・サポート・センター（豊明市役所内）
●2	二村台保育園	○2	子育て支援センターたけのこ、児童発達支援センターどんぐり（共生交流プラザカラット内）
●3	館保育園		
●4	中部保育園	○3	吉池児童クラブ（豊明勤労会館内）
●5	栄保育園	○4	栄児童クラブ（栄小学校内）
●6	南部保育園	○5	沓掛児童クラブ（沓掛小学校内）
●7	西部保育園	○6	三崎児童クラブ（三崎小学校内）
●8	むつみ保育園	○7	二村台児童クラブ（二村台小学校内）
●9	からたけ保育園	○8	中央児童館（福祉体育館内）
●10	マミーナ保育園	○9	南部児童館・南部児童クラブ
●11	しらほ東部保育園	○10	北部児童館
●12	沓掛けやき保育園	○11	西部児童館・西部児童クラブ
●13	アイグラン保育園内山	○12	ひまわり児童館
●14	メモリーツリー三崎保育園	○13	コスモス児童館・コスモス児童クラブ
●15	メモリーツリー前後保育園	○14	大宮児童館・大宮児童クラブ
●16	豊明学園ひまわり	○15	病後児保育室えがお
●17	豊明なかよし保育園	その他子ども・子育てに関する主な公共施設	
●18	中京サテライトクリニック附属かなで保育園	□1	豊明小学校
●19	リジョイス幼稚園	□2	中央小学校
●20	豊明幼稚園	□3	大宮小学校
●21	星の城幼稚園	□4	館小学校
●22	暁幼稚園	□5	豊明中学校
●23	名古屋短期大学桜花学園大学附属幼稚園	□6	栄中学校
		□7	沓掛中学校
		□8	教育支援センターフレンドひまわり勅使
		□9	教育支援センターフレンドひまわり栄
		□10	図書館
		□11	保健センター（休日診療所）

◆ 教育・保育、その他子育て支援に関する施設の配置



(2) 子どもの人口推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、子どもの人口推計を行いました。0歳から11歳までの子どもの人口推計をみると、本市も人口減少の影響で2027年度にかけて減少するものの、土地区画整理事業等により2028年度以降増加に転じ、2029年度で6,481人となる見込みです。そのため、このような状況を踏まえて事業量を設定することが必要となります。

◆ 子どもの人口推計

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	520	522	537	577	584
1歳	502	530	536	570	607
2歳	504	489	516	529	565
3歳	533	510	494	534	540
4歳	511	531	508	497	541
5歳	543	514	533	512	503
6歳	511	537	508	529	507
7歳	539	505	533	506	524
8歳	569	539	507	536	508
9歳	576	565	538	505	536
10歳	606	586	578	549	516
11歳	558	605	586	581	550
合計	6,472	6,433	6,374	6,425	6,481

※土地区画整理事業による人口増減を加味した推計

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育事業

【事業概要】

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

◆ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3歳から5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳から5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0歳から2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業所

◆ 認定別子どもが利用できる施設

区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳児以上	3歳以上	3歳未満
		制限はありません	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育事業所				○

◆ 教育・保育施設数（2024年度）

区分	実施か所
私立幼稚園	4
公立保育所	7
私立保育所	6
私立認定こども園	1
地域型保育事業所	5

【確保方策】

民間保育所 1 園について、2025 年 4 月より定員の拡大予定があります。私立幼稚園 2 園について、2025 年 4 月と 2026 年 4 月にそれぞれ幼保連携型認定こども園への移行予定があります。

2028 年度以降、1 歳児において確保量が不足となりますが、提供施設については、保護者の就労状況などによるニーズの変化や、地域における状況を踏まえながら、必要時に定員数の見直しを行うなど、定員の確保に取り組みます。

① 0 歳から 2 歳児（3 号認定子ども）

◆ 量の見込みと確保量【3 号認定（0 歳）】 (人)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み		82	82	84	91	92
確保量	特定教育・保育施設	94	102	106	106	106
	特定地域型保育事業所	24	24	24	24	24
	②合計	118	126	130	130	130
③充足（②-①）		36	44	46	39	38

◆ 量の見込みと確保量【3 号認定（1 歳）】 (人)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み		252	266	269	286	304
確保量	特定教育・保育施設	216	236	240	240	240
	特定地域型保育事業所	30	30	30	30	30
	②合計	246	266	270	270	270
③充足（②-①）		△6	0	1	△16	△34

◆ 量の見込みと確保量【3 号認定（2 歳）】 (人)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み		273	264	279	286	305
確保量	特定教育・保育施設	265	287	290	290	290
	特定地域型保育事業所	33	33	33	33	33
	②合計	298	320	323	323	323
③充足（②-①）		25	56	44	37	18

② 3歳から5歳児（1・2号認定子ども）

◆ 量の見込みと確保量【1号認定】

（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	豊明市分	616	603	596	599	614
	広域調整分（東郷町）	100	100	100	100	100
	①合計	716	703	696	699	714
確保量	特定教育・保育施設	305	444	444	444	444
	新制度未移行幼稚園	960	654	654	654	654
	②合計	1,265	1,098	1,098	1,098	1,098
③充足（②-①）		549	395	402	399	384

◆ 量の見込みと確保量【2号認定】

（人）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み		944	925	914	918	942
②確保量		1,163	1,229	1,229	1,229	1,229
③充足（②-①）		219	304	315	311	287

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

本市は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、本計画より以下の 15 事業を実施可能な体制にします。

◆ 本市における実施事業一覧（2024 年度）

事業名		実施か所数
(1) 時間外保育事業（延長保育）		10
(2) 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	公設民営	9
	民設民営	3
(3) 子育て短期支援事業		6
(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館）		8
(5) 一時預かり事業	幼稚園・認定こども園の預かり保育	5
	保育所等の一時預かり	5
	その他	0
(6) 病児・病後児保育事業		6
(7) 妊産婦健康診査事業		1
(8) 乳児家庭全戸訪問事業		1
(9) 要保護児童等に対する 支援に資する事業	養育支援訪問事業	1
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1
	子育て世帯訪問支援事業＊	1
	児童育成支援拠点事業＊	—
	親子関係形成支援事業＊	1
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		1
(11) 利用者支援事業		4
(12) 産後ケア事業＊		10
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		4
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		2
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		—

＊ 2022 年「児童福祉法」改正により新たに創設された事業。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育所等においては、保育必要量区分に応じて開所時間が確保されていますが、保護者の就労等により、この時間を超える保育が必要な場合にも対応できるように開所時間を延長して保育を行う事業です。

【確保方策】

利用可能な施設の定員に対して、必要な人員の確保と施設間連携による提供体制を整えます。

◆ 量の見込みと確保量【時間外保育事業（延長保育）】 (人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み（人）	429	426	431	443	460
②確保量（人）	748	748	748	748	748
③充足（②－①）	319	322	317	305	288

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【確保方策】

入会希望者が増えている栄児童クラブと三崎児童クラブの定員を 2025 年度から増やします。さらに、今後も共働き世帯の増加によりニーズが拡大することを見込み、2027 年度からは栄児童クラブの定員を、2029 年度からは吉池児童クラブの定員を増やすことで、量の確保に努めます。また、ニーズ調査の結果等を踏まえ、2025 年度より開所時間の拡大、長期休暇中の昼食の斡旋、おやつタイムの導入等、事業を拡充し、質の確保にも努めます。

その他にも、市内の民間学童保育所の運営費に対して継続的に補助するなど、活動を支援することで、放課後の子どもの居場所を確保します。

◆ 量の見込みと確保量【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】 (人)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	1 年生	292	300	300	303	306
	2 年生	266	273	274	277	280
	3 年生	206	211	211	214	215
	4 年生	102	104	105	108	109
	5 年生	14	14	15	17	17
	6 年生	5	5	6	6	6
	①合計	885	907	911	925	933
②確保量		919	919	939	939	949
③充足（②－①）		34	12	28	14	16

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

【確保方策】

2024 年 4 月より委託事業所を 2 施設から 6 施設に拡大しましたが、継続してニーズや地域資源を確認しながら委託事業所を検討します。

また、家庭的養育を推進する観点から、家庭の希望を確認の上、必要に応じて里親への直接委託を行います。

◆ 量の見込みと確保量【子育て短期支援事業】 (人日)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保量	14	14	14	14	14
③充足 (②－①)	2	2	2	2	2

(4) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、児童館)

【事業概要】

地域の身近な場所で子育て中の親子が集う場所を提供し、主に乳幼児のいる子育て中の親子の交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

【確保方策】

2022 年度には共生交流プラザカラット内に、子育て支援センター「たけのこ」を整備し、子育て中の親子が集う場や相談の機会などを提供しています。

2025 年度からは、ひまわり児童館内で地域子育て支援拠点事業を実施し、南部地区の子育て支援拠点として確保していきます。

◆ 量の見込みと確保量【地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、児童館)】 (人日)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	79,341	80,023	82,592	87,066	91,215
②確保量	82,000	83,000	86,000	91,000	95,000
③充足 (②－①)	2,659	2,977	3,408	3,934	3,785

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。また、幼稚園での教育時間外で子どもを預かる事業です。

【確保方策】

現状は、利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されています。今後もニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持します。

2025年度は、ひまわり児童館においても一時預かり事業を実施し、2026年度以降に実施の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）への移行についても検討します。

◆ 量の見込みと確保量【一時預かり事業（幼稚園・認定こども園の預かり保育）】 (人日)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	16,080	15,763	15,563	15,637	16,050
②確保量	33,168	28,790	28,790	28,790	28,790
③充足（②－①）	17,088	13,027	13,227	13,153	12,740

◆ 量の見込みと確保量【一時預かり事業（保育所等の一時預かり）】 (人日)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保育所等	①量の見込み	924	906	895	899	923
	②確保量	5,770	5,770	5,770	5,770	5,770
	③充足（②－①）	4,846	4,864	4,875	4,871	4,847
保育所等以外	①量の見込み	750	－	－	－	－
	②確保量	750	－	－	－	－
	③充足（②－①）	0	－	－	－	－

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保方策】

現在、公立保育所に併設する直営の病後児保育室1施設を設置していますが、ニーズを勘案して、より利用しやすく、効果の高い事業形態での実施を検討し、様々な主体による適正な事業実施に努めます。

◆ 量の見込みと確保量【病児・病後児保育事業】 (人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	85	84	84	86	88
②確保量	900	900	900	900	900
③充足 (②-①)	815	816	816	814	812

(7) 妊産婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

【確保方策】

母子健康手帳とともに妊産婦・乳児健康診査受診票を交付し、妊産婦健康診査費用の一部を助成します。

その他、妊娠中の過ごし方や妊娠中の講座、本市の子育て情報について提供します。

◆ 量の見込みと確保量【妊産婦健康診査事業】 (人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	520	522	537	577	584
②確保量	520	522	537	577	584
③充足 (②-①)	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、育児不安の軽減や育児の孤立化を防止し、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

【確保方策】

全出生児に対して実施し、訪問時の様子やアンケートの結果等から、専門職によるさらなる支援や適切な子育てのための定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。

また、医療機関等からの情報提供がある出生児には、保健師等が訪問するなど適切な時期に訪問し、適切な支援につなげていきます。

◆ 量の見込みと確保量【乳児家庭全戸訪問事業】 (人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	520	522	537	577	584
②確保量	520	522	537	577	584
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して相談支援を行う事業です。

【確保方策】

2024年度より養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援は子育て世帯訪問支援事業として実施し、本事業は専門的相談支援として、今後も適正な事業実施に努めます。

◆ 量の見込みと確保量【養育支援訪問事業】 (人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保量	40	40	40	40	40
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組強化を行う事業です。

【確保方策】

要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関であるこども家庭センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、引き続き関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

③子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・育児の支援を行う事業です。

【確保方策】

2024 年度より子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児支援が必要であると判断したすべての家庭に対して実施します。

◆ 量の見込みと確保量【子育て世帯訪問支援事業】

(人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保量	10	10	10	10	10
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

④児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

今後、必要に応じて確保方策を検討します。

⑥親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【確保方策】

気持ちが「らく」になり、「楽しく」子育てに向き合える時間が増えるきっかけになるような「楽・らく子育てセミナー」を定期的に開催します。定員 10 名程度で 1 クール 4 回のセミナーを年間 4 クール開催します。

◆ 量の見込みと確保量【親子関係形成支援事業】 (人日)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保量	160	160	160	160	160
③充足 (②－①)	60	60	60	60	60

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

【確保方策】

今後も多様な働き方や家庭の在り方により、子どもの預かりや送迎などを中心に直近の実績と同水準での量が見込まれるため、依頼会員が必要なときに子育てのサポートを受けられるよう、受け入れ体制を確保するとともに、事業の周知や提供会員の養成研修会などを開催し、資質向上を図ります。

◆ 量の見込みと確保量【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】 (人日)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	3,302	3,282	3,254	3,281	3,312
②確保量	3,302	3,282	3,254	3,281	3,312
③充足 (②－①)	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携等を行う事業で、4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれています。

【確保方策】

子育て支援センターにて行う「基本型」、行政窓口で一元的に保育園・幼稚園等の入園の相談を実施する「特定型」に加え、2024年4月より「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。

その他、市公式ホームページやLINE、子育てアプリによる配信等の情報提供を実施します。

◆ 量の見込みと確保量【利用者支援事業（基本型）】 (か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

◆ 量の見込みと確保量【利用者支援事業（特定型）】 (か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

◆ 量の見込みと確保量【利用者支援事業（こども家庭センター型）】 (か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

◆ 量の見込みと確保量【利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）】 (回)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,560	1,566	1,611	1,731	1,752
②確保量	1,560	1,566	1,611	1,731	1,752
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

(12) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子支援として、一定期間、医療機関または助産所において宿泊及び通所により、母体の休養、体力の回復、母体及び乳児のケアを実施する事業です。

【確保方策】

市内外9か所で「お泊りケア（宿泊型）」「日帰りケア（1日型デイサービス）」「ちょこっとケア（半日型デイサービス）」といった母親と乳児の状況に応じた産後ケア事業を実施しています。

今後も支援を必要とするすべての人が事業を利用できるよう実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。

◆ 量の見込みと確保量【産後ケア事業】

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保量	30	30	30	30	30
③充足(②-①)	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

生活保護世帯や低所得で生計が困難である者等の子どもが、幼稚園や保育所等を利用する場合に、保護者が支払うべき幼児教育・保育に必要な物品や給食に係る実費徴収費用の一部を助成する事業です。

【確保方策】

新制度未移行幼稚園利用者の副食材料費の一部を対象に、補助を行います。

◆ 量の見込みと確保量【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	55	29	29	29	29
②確保量	63	35	35	35	35
③充足(②-①)	8	6	6	6	6

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

【確保方策】

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用するための支援を実施します。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

【確保方策】

2025年度は補助事業としての位置づけであり、現時点で当該事業の実施予定はありませんが、一時預かり事業等、既存の事業でニーズへの対応を図ります。

2026年度以降に給付事業として制度化された場合の実施については、こども家庭庁が実施している試行的事業の実施状況や県の動向を踏まえ、検討します。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画と「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭、幼稚園・保育所・学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取組について広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 進捗状況の管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、豊明市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

効果的で切れ目のない支援を実施するため、P D C A サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、精度を高めていくこと）の活用により、実効性のある取組の推進を図ります。

3 教育・保育の一体的提供・推進体制について

本市においては、幼稚園・保育所の施設的な環境整備や保護者の就労支援のみに視点を置かず、子ども視点で、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能と施設の整備を一体的に捉えた持続的な環境の整備を進めます。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向等を注視し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

本市の保育所は計画期間内の空き定員に余剰が少ないことから、主に3歳未満児を中心とする受け皿の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図ります。また、市内の私立幼稚園の認定こども園への移行について、地域のニーズ、子どもの数、子育て支援関連施設、教育施設の状況を勘案した上で、認可に向けた支援などを行います。

(2) 幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

本市には、子どもを中心とした教育提供と健やかな育ちのため、幼児教育研究協議会を設置しています。保育士・幼稚園教諭等への研修の共同実施や意見交換などを通じて、幼保・公民の積極的な連携体制を確立します。連携の取組の一つに「幼保小連絡会」として、子どもの発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校など、各環境下での効果的な指導内容のほか、接続期における速やかな環境への対応などについて検討します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

2019 年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、本市では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、円滑に実施していきます。

（１）子育てのための施設等利用給付の方法

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年４回の給付を基本とします。また、「子ども・子育て支援法」第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

（２）子育てのための施設等利用給付の申請

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

（３）愛知県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行にあたっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

資料編

1 策定経緯

実施時期	審議の概要、実施内容等
令和5年度 令和6年1月19日	令和5年度 第1回豊明市子ども・子育て会議 1. こども大綱について 2. 第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について
令和6年度 令和6年5月23日	令和6年度 第1回豊明市子ども・子育て会議 1. ニーズ調査結果及び第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画策定について 2. 令和7年度以降の児童館の方針について 3. 認定こども園移行に係る整備計画について
令和6年10月4日	令和6年度 第2回豊明市子ども・子育て会議 1. 第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和6年12月5日	令和6年度 第3回豊明市子ども・子育て会議 1. 第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年1月6日～ 2月4日	パブリックコメントの実施
令和7年2月27日	令和6年度 第4回豊明市子ども・子育て会議 1. 第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画について

2 豊明市子ども・子育て会議運営規則

○豊明市子ども・子育て会議運営規則

平成26年9月26日

規則第28号

改正 平成30年3月23日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。)

第3条の規定に基づき、豊明市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の代表
- (3) 教育関係者
- (4) 保健又は福祉関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 商工関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 前項第7号に規定する者は、別に定めるところにより公募することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 豊明市子ども・子育て会議委員名簿

氏名（敬称略）		所属職名	任命理由
1	鈴木 裕子	愛知教育大学特別教授	学識経験を有する者
2	漢人 直之	東名古屋豊明市医師会代表	保健又は福祉関係者
3	加藤 雪絵	豊明市民生児童委員協議会 児童福祉部会代表	福祉団体の代表者
4	岩井 千晶	豊明市社会福祉協議会代表	福祉団体の代表者
5	本田 敏倫	豊明市教育委員会 学校支援室室長補佐	教育関係者
6	森本 美保子	愛知県中央児童・障害者相談センター	保健又は福祉関係者
7	岡元 洋子	愛知県瀬戸保健所 健康支援課課長補佐	保健又は福祉関係者
8	澁谷 友木子	沓掛けやき保育園 園長	保育関係者
9	八本 晋好	暁幼稚園 副園長	保育関係者
10	石原 正枝	なかよし保育園 園長	保育関係者
11	岡 裕香	母親クラブ代表	保育関係者
12	笠原 尚志	豊明市商工会	商工関係者
13	外山 美香	市民公募	その他 市長が必要と認める者
14	岩月 了菜	市民公募	その他 市長が必要と認める者

4 用語説明

アルファベット・数字

ICT

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術のこと。

NPO

ノン・プロフィット・オーガニゼーション（非営利組織）の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し行うことで、業務を継続的に改善していくこと。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

あ 行

アウトリーチ

「外に手を伸ばす」という意味で、福祉分野では支援が必要であるが届いていない対象者に対して、訪問支援等で出向いて働きかけ、相談支援や情報提供を行うこと。

医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子どものこと。

か 行

協働

地域社会を営む多様な主体が、目的を共有し、社会課題の解決のために、互いの役割と責任を分担しながら、ともに協力し合うこと。

子ども・子育て支援新制度

少子化や待機児童問題等を背景に、子ども・子育て支援法、認定こども園（通称）を改正する法律とその他の関係法律を整備する法律が成立し、これら3つの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。

子ども食堂

地域の子どもを対象に無償または低額な料金での食事提供を通した居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

子連れ出勤

多様な働き方の選択肢の一つとして、職員が自分の子どもまたは孫を連れて出勤し、所定の場所で帯同して業務を行う制度。

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

さ 行

社会福祉協議会

地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。略して「社協」と呼ばれる。

生活保護

日本国憲法第 25 条により、健康で文化的な最低限度の生活を行うことが国民の権利として定められており、その権利を実現するための国の制度。

た 行

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関。

は 行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案などを行うときに、広く市民に素案を公表して意見を募り、提出された意見を参考に最終的な意思決定を行う制度。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

ま 行

無作為抽出

調査の企画者の主観的判断を排除して、調査の対象となる集団をくじ引きのような方法で、無作為に抽出する方法。

や 行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子ども。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：2025 年 3 月

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松 1 - 1 豊明市役所 子育て支援課

TEL. 0562-85-3950 FAX. 0562-92-1141